

**新株式発行並びに
株式売出届出目論見書**

2020年2月

株式会社関通

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式239,700千円（見込額）の募集及び株式117,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式59,925千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年2月13日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出日論見書

株式会社関通

大阪府東大阪市長田一丁目8番13号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の内容

当社は、主にEコマース*及び通信販売事業を展開するお客様の販売商品の入庫、在庫管理及び出庫等の配送センター業務を代行するEC・通販物流支援サービスを主たるサービスとして物流サービス事業を開いております。

当該サービスを提供する中で、当社が取組んだ改善活動の結果、成果が出た活動を、新しいサービスとしてお客様にご提供することで、受注管理業務代行サービス、倉庫管理システム（WMS：Warehouse Management Systemという。）「クラウドトーマス」やチェックリストシステム「アニー」などのソフトウェア販売・利用サービス、また外国人技能実習生教育サービス等、サービス拡充を図りながら事業を開いております。



*Eコマースとは、Electronic Commerceの略で、インターネットを通じた電子商取引のことをいい、ECと表記されることもあります。WEBサイト上のオンラインショップを利用した物品販売等がこれに当たります。

物流サービス事業

EC・通販物流支援サービス

主にEコマース及び通信販売事業を展開するお客様の販売商品の入庫、在庫管理及び出庫等の配送センター業務をお客様から受託し、お客様に代わって配送センター業務を行うサービスです。当社は2000年頃のインターネット通販の黎明期から培ってきたノウハウをもち、そのノウハウを当社開発の倉庫管理システム「クラウドトーマス」に機能として搭載すること等により、サービス提供を行っております。



宅配業者様等へお渡し



クラウドトーマスを用いた庫内作業



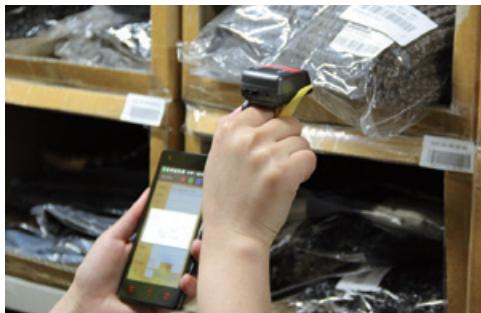
機械を用いての高所作業

ソフトウェア販売・利用サービス

ソフトウェア販売・利用サービスは、当社で開発して利用し、成果につながったソフトウェアをお客様にご利用いただくサービスです。

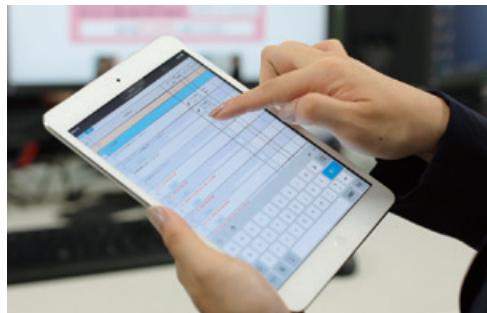
「クラウドトーマス」

倉庫内に保管されている商品（在庫）の数を正確に把握するとともに、倉庫内業務の効率化を実現するためのソフトウェア。



「アニー」

クラウド型のチェックリストシステムです。クラウドトーマスと同じく、当社がチェックリストの運用を改善し続けた結果、生み出されたソフトウェア。



受注管理業務代行サービス

EC・通販物流支援サービスの上流工程に位置し、ECマースにおけるご購入者様の注文内容を確認し、電子メール対応や入金確認、出荷指示データ作成等の業務をお客様から受託しております。EC・通販物流支援サービスと連携することで、お客様から販売活動のバックヤード業務をワンストップでアウトソーシングいただくことが可能になっております。

物流コンサルティングサービス

EC・通販物流支援サービスで培われたノウハウを活用し、物流現場改善による生産性の向上による効率化等を目的としたコンサルティングサービスを提供しております。

楽天スーパーLOGISTICSサービス

2019年2月に楽天株式会社と資本・業務提携し、同年3月に「Rakuten Fulfillment Center Amagasaki」を開設し、サービス提供を開始いたしました。楽天株式会社が主に楽天市場の出店者向けに提供する物流サービスである「楽天スーパーLOGISTICS」の業務を受託し、これまでのEC・通販物流支援サービスで培ったノウハウを活用して、楽天株式会社のお客様に楽天スーパーLOGISTICSサービスを提供しております。

その他の事業

外国人技能実習生教育サービス

当社がミャンマーから外国人技能実習生受入れを行う際に、ミャンマーで行った現地教育カリキュラムを、お客様にもご利用いただくサービスです。



その他教育サービス

障がいをお持ちのお子様向け教育事業として、放課後等デイサービスの教室を運営して

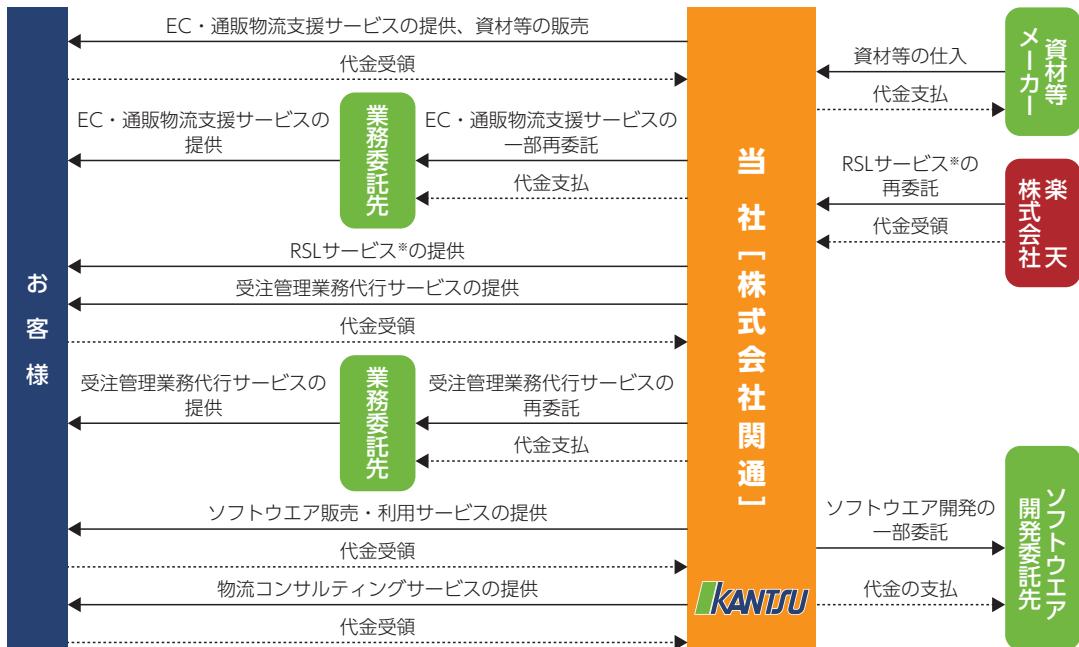


おります。発達障害を抱える児童の学童保育と呼ばれる放課後等デイサービスを通じて発達に課題を抱えるお子さまの成長と自立をサポートしております。

事業系統図

物流サービス事業に係る事業系統図は、次のとおりです。

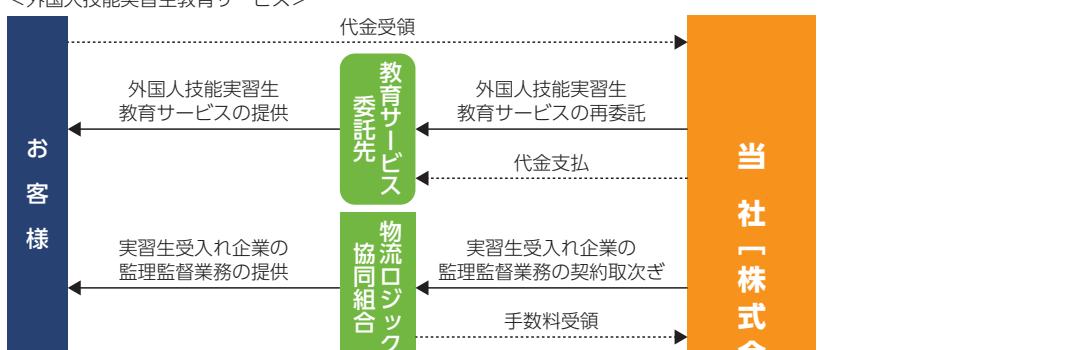
[物流サービス事業の事業系統図]



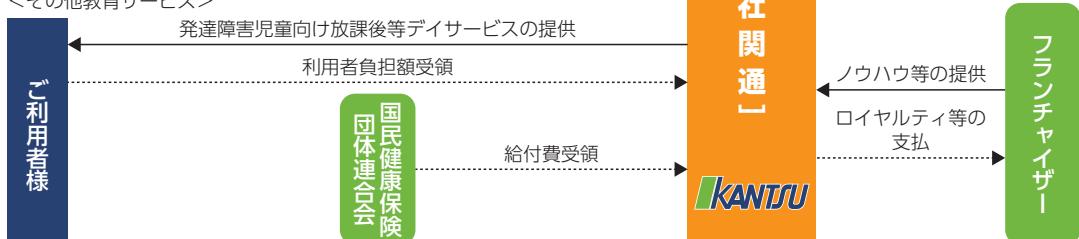
その他の事業に係る事業系統図は、次のとおりです。

[その他の事業の事業系統図]

<外国人技能実習生教育サービス>

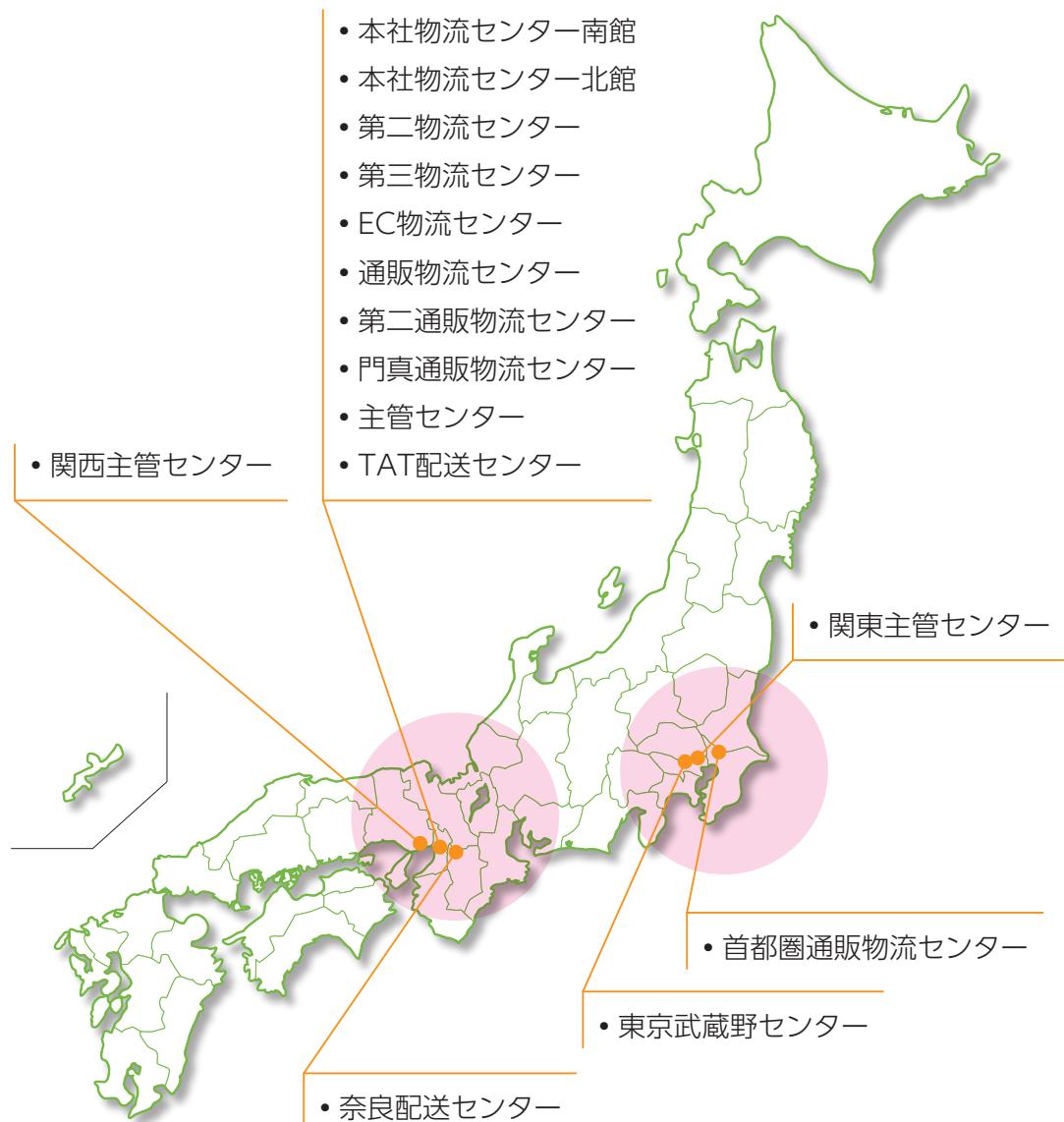


<その他教育サービス>



(注) 物流ロジック協同組合は、2019年3月に当社を含む4社の共同出資で設立された協同組合です。組合員による共同購買のほか、2019年9月から実習生の監理団体としての事業を開始しております。

2. 主要拠点一覧



主管センター



関東主管センター
(賃借物件であります)

2020年1月31日現在

3. 業績等の推移

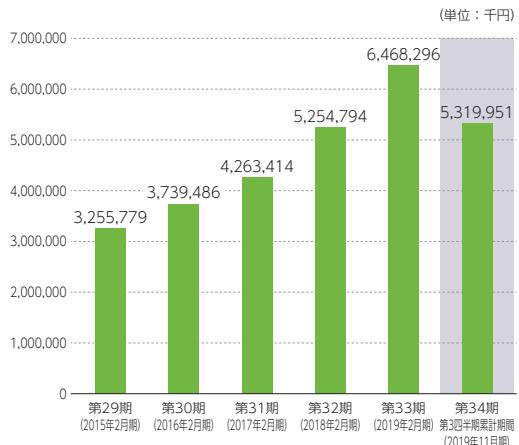
主要な経営指標等の推移

回 次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期 第3四半期
決 算 年 月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2019年11月
売 上 高 (千円)	3,255,779	3,739,486	4,263,414	5,254,794	6,468,296	5,319,951
経 常 利 益 (千円)	15,228	223	30,776	139,563	103,944	154,180
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△) (千円)	12,074	2,009	△25,344	55,980	78,583	104,371
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資 本 金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	110,750	110,750
発 行 済 株 式 総 数 (株)	40,000	40,000	40,000	40,000	45,500	2,275,000
純 資 産 額 (千円)	183,002	185,012	130,829	202,334	466,788	563,675
総 資 産 額 (千円)	2,314,130	2,696,574	3,713,493	3,744,532	5,327,225	6,173,764
1株当たり純資産額 (円)	4,575.07	4,625.31	3,270.75	101.17	205.18	—
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	301.87	50.24	△633.62	27.99	38.88	45.88
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.91	6.86	3.52	5.40	8.76	9.13
自己資本利益率 (%)	6.82	1.09	—	33.61	23.49	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	278,024	150,031	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△99,290	△1,338,633	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△194,398	1,198,364	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	1,527,679	1,538,305	—
従 業 員 数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	111 (147)	149 (200)	167 (209)	199 (215)	229 (306)	— (—)

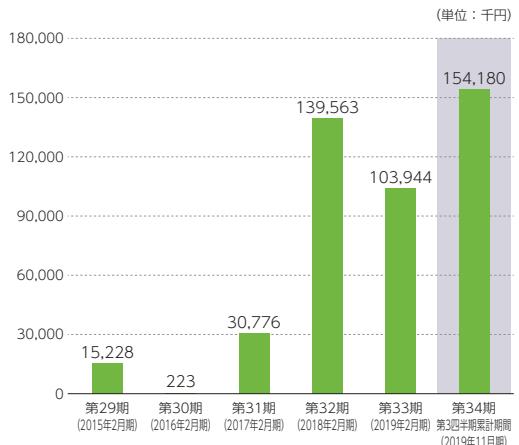
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 第29期及び第30期の消費税等の会計処理は税込み方式によっております。第31期、第32期、第33期及び第34期第3四半期の売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 4. 1株当たり配当額、配当性向については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第29期、第30期は潜在株式が存在しないため、第31期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第32期、第33期及び第34期第3四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんでしたので、記載しております。
 6. 第31期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
 7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 8. 第29期、第30期及び第31期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
 9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内外数で記載しております。
 10. 第32期及び第33期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。また、第34期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第29期、第30期及び第31期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人による監査を受けておりません。
 11. 当社は、2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
 12. 当社は、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受け担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第29期、第30期及び第31期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期 第3四半期
決 算 年 月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2019年11月
1株当たり純資産額(円)	91.50	92.51	65.41	101.17	205.18	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	6.04	1.00	△12.67	27.99	38.88	45.88
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—

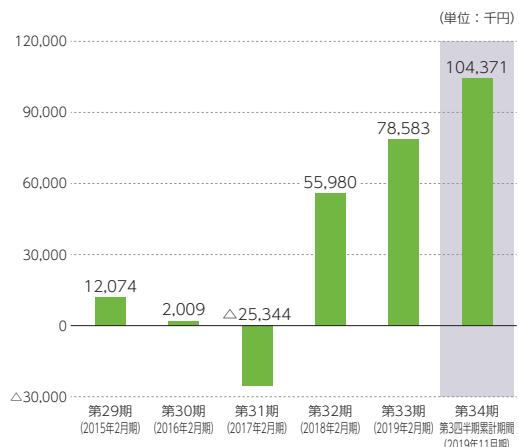
売上高



経常利益



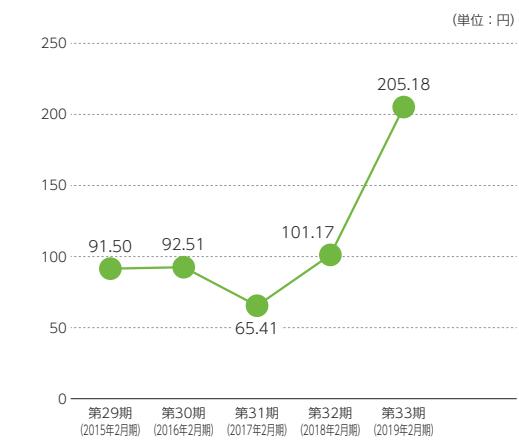
当期(四半期)純利益又は当期純損失



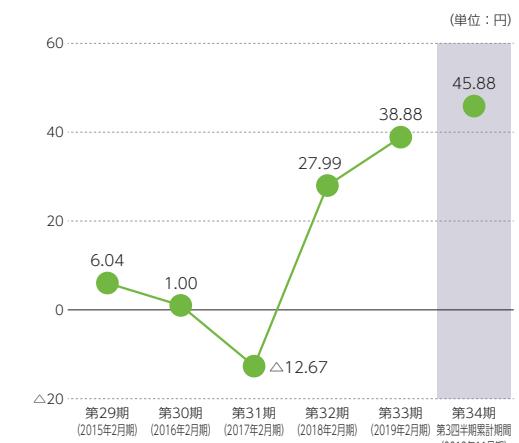
純資産額／総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失



(注) 当社は、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を表記しております。

(注) 当社は、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を表記しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	20
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
4. 経営上の重要な契約等	32
5. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	45

第5 経理の状況	53
1. 財務諸表等	54
(1) 財務諸表	54
(2) 主な資産及び負債の内容	94
(3) その他	95
第6 提出会社の株式事務の概要	96
第7 提出会社の参考情報	97
1. 提出会社の親会社等の情報	97
2. その他の参考情報	97
第四部 株式公開情報	98
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	98
第2 第三者割当等の概況	98
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	98
2. 取得者の概況	100
3. 取得者の株式等の移動状況	104
第3 株主の状況	105
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2020年2月13日	
【会社名】	株式会社関通	
【英訳名】	KANTSU CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 達城 久裕	
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市長田一丁目8番13号	
【電話番号】	06-4308-8901	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 片山 忠司	
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市長田一丁目8番13号	
【電話番号】	06-4308-8901	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 片山 忠司	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	239,700,000円 117,500,000円 59,925,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	600,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定がない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2020年2月13日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年2月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2020年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式127,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年3月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年2月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	600,000	239,700,000	129,720,000
計（総発行株式）	600,000	239,700,000	129,720,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、「有価証券届出書提出時」における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（470円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は282,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関するロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年3月11日(水) 至 2020年3月16日(月)	未定 (注) 4.	2020年3月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年2月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年2月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年2月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年3月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2020年3月19日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、2020年3月3日から2020年3月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東大阪支店	大阪府東大阪市長堂二丁目16番11号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	未定	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	600,000	—

(注) 1. 2020年2月28日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（2020年3月10日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
259, 440, 000	6, 500, 000	252, 940, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（470円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額252, 940千円に、「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限55, 131千円を合わせた手取概算額合計上限308, 071千円については、設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、2021年2月期にEC・通販物流支援サービスにおけるソフトウェアのバージョンアップを目的に71, 000千円、埼玉県和光市に新設の物流センターの物流設備及び付帯設備の一部として1, 000千円を充当する予定であります。

また、2022年2月期に埼玉県和光市に新設の物流センターの物流設備及び付帯設備の一部として85, 000千円、兵庫県尼崎市に新設の物流センターの物流設備及び付帯設備の一部として151, 071千円を充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年3月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	250,000 117,500,000	大阪市東成区東今里三丁目21番13号 ロジ・エステート株式会社 150,000株 大阪市東成区 達城 久裕 100,000株
計(総売出株式)	—	250,000 117,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（470円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 3月11日(水) 至 2020年 3月16日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年3月10日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	127,500	59,925,000 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 127,500株
計(総売出株式)	—	127,500	59,925,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式127,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（470円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバークロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年 3月11日(水) 至 2020年 3月16日(月)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバークロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバークロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるロジ・エステート株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式127,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 127,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2020年4月20日（月）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2020年2月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年3月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2020年3月19日から2020年4月15日までの間、貸株人から借り入れる株式の返還をして、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出しかつ貸株人であるロジ・エステート株式会社、売出しである達城久裕、当社株主かつ新株予約権者である達城利卓、達城利元、達城裕佳、達城太貴、朝倉寛士及び松岡正剛並びに当社新株予約権者である片山忠司及び古川雄貴は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2020年9月14日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのため当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年2月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
売上高 (千円)	3,255,779	3,739,486	4,263,414	5,254,794	6,468,296
経常利益 (千円)	15,228	223	30,776	139,563	103,944
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	12,074	2,009	△25,344	55,980	78,583
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	110,750
発行済株式総数 (株)	40,000	40,000	40,000	40,000	45,500
純資産額 (千円)	183,002	185,012	130,829	202,334	466,788
総資産額 (千円)	2,314,130	2,696,574	3,713,493	3,744,532	5,327,225
1株当たり純資産額 (円)	4,575.07	4,625.31	3,270.75	101.17	205.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	301.87	50.24	△633.62	27.99	38.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.91	6.86	3.52	5.40	8.76
自己資本利益率 (%)	6.82	1.09	—	33.61	23.49
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	278,024	150,031
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△99,290	△1,338,633
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△194,398	1,198,364
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	1,527,679	1,538,305
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	111 (147)	149 (200)	167 (209)	199 (215)	229 (306)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第29期及び第30期の消費税等の会計処理は税込み方式によっております。第31期、第32期及び第33期の売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額、配当性向については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第29期、第30期は潜在株式が存在しないため、第31期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第32期、第33期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 第31期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第29期、第30期及び第31期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
10. 第32期及び第33期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第29期、第30期及び第31期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人による監査を受けておりません。
11. 当社は、2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 当社は、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第29期、第30期及び第31期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
1株当たり純資産額 (円)	91.50	92.51	65.41	101.17	205.18
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） (円)	6.04	1.00	△12.67	27.99	38.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の前身は、現代表取締役 達城久裕が1983年7月大阪市東成区において、個人で軽トラックでの貨物運送サービスの提供を開始したことに始まります。

その後、物流加工サービス（注）の提供、拡充にともない、一層の事業拡大を図る目的をもって、1986年4月に有限会社軽サービスに改組し、現在の物流サービス事業の基盤を築き、1996年3月に関西商業流通株式会社（資本金10百万円）に組織変更し、事業を拡大してまいりました。当社に係る経緯は、次のとおりです。

年月	概要
1983年7月	運送業軽貨物の輸送サービスの提供を目的として、軽サービスを大阪市東成区で創業
1986年4月	軽サービスを、有限会社軽サービスに改組（資本金1百万円）
1991年6月	大阪市東成区東今里に本社移転し、本社物流センター開設
1992年1月	物流加工サービスの拡大により、物流事業部を設置し、配送センター代行サービスに本格参入
1994年10月	大阪府東大阪市荒本北へ本社を移転
1996年3月	物流加工サービスを主なサービスとする目的として、株式会社へ組織変更し、関西商業流通株式会社に商号変更
2000年2月	物流加工サービスの品質向上を目指し、ISO9001を認証取得
2001年9月	本社及び本社物流センター移転（大阪府東大阪市、現本社所在地）
2002年5月	第1物流センター（現 本社物流センター北館）を開設（大阪府東大阪市）
2004年4月	倉庫業の運営を目的に、有限会社関通倉庫設立（大阪府東大阪市、現 第二物流センター）
2007年1月	首都圏進出のため、関東通商流通株式会社設立（茨城県つくば市）
2007年4月	ISO14001認証取得
2007年7月	プライバシーマーク取得（登録番号：第20001372(07)号）
2008年3月	一般貨物自動車運送事業を開始
2009年7月	事業効率化のため、有限会社関通倉庫を当社に吸収合併
2010年2月	第2物流センター・第3物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2010年5月	関西商業流通株式会社から、株式会社関通に商号変更
2010年7月	事業効率化のため、関東通商流通株式会社を吸収合併
2010年12月	第4物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2011年4月	物品販売事業参入のため、達磨通商株式会社設立（資本金3,000千円、大阪市東成区）
2012年2月	サービス拡充のため、受注管理業務代行サービスの提供を開始
2012年10月	EC物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2013年12月	通販物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2014年3月	第4物流センターを移転のため閉鎖し、移転先として主管センターを開設（大阪府東大阪市）
2014年4月	一般貨物自動車運送事業から撤退
2014年12月	本社にてISMS（ISO27001）認証取得（認証番号：ISA IS 0156）
2015年8月	第二通販物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2016年5月	第三通販物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2016年7月	TAT配送センターを開設（大阪府東大阪市）
2017年1月	第三通販物流センターを開設（大阪府東大阪市）
2017年5月	EC物流センターを移転増床（大阪府東大阪市）
2017年9月	首都圏通販物流センターを開設（千葉県柏市）
2017年10月	関西主管センターを開設（兵庫県尼崎市）
2018年9月	通販物流センターを増床移転（大阪府門真市）
2018年10月	関東主管センターを開設（埼玉県和光市）
2019年2月	楽天株式会社と資本・業務提携
2019年3月	Rakuten Fulfillment Center Amagasakiを開設（兵庫県尼崎市）

(注) 物流加工サービスとは、お客様の商品を、お客様の注文に応じて、検品、ラベル貼付、丁合、セット組み、包装等を行うサービスをいいます。

3 【事業の内容】

当社は、主にEコマース（注1.）及び通信販売事業を展開するお客様の販売商品の入庫、在庫管理及び出庫等の配送センター業務を代行するEC・通販物流支援サービス（旧 配送センター代行サービス）を主たるサービスとして物流サービス事業を展開しております。

当該サービスを提供する中で、当社が取組んだ改善活動の結果、成果が出た活動を、そのまま新しいサービスとしてお客様にご提供することで、受注管理業務代行サービス、倉庫管理システム（WMS : Warehouse Management System、以下「倉庫管理システム」という。）「クラウドトーマス」やチェックリストシステム「アニー」などのソフトウェア販売・利用サービス、また外国人技能実習生教育サービス等、サービス拡充を図りながら事業を展開しております。

いずれのサービスもEC・通販物流支援サービスにおける課題解決の活動から生まれており、そのEC・通販物流支援サービスは2000年頃のインターネット通販の黎明期からスタートし、センター運営のノウハウを蓄積してまいりました。

これらノウハウをセミナーの開催をとおしてお客様へご案内し、目で見て耳で聞いて実感いただくことで、更なるお客様獲得につなげております。

当社の具体的なサービスの特徴は、次のとおりです。

(1) 物流サービス事業

(EC・通販物流支援サービス)

EC・通販物流支援サービスは、主にEコマース及び通信販売事業を展開するお客様の販売商品の入庫、在庫管理及び出庫等の配送センター業務をお客様から受託し、お客様に代わって配送センター業務を行うサービスです。当社は2000年頃のインターネット通販の黎明期から培ってきたノウハウをもち、そのノウハウを当社開発の倉庫管理システム「クラウドトーマス」に機能として搭載すること等により、サービス提供を行っております。

具体的には、当社は自社開発の倉庫管理システム「クラウドトーマス」を活用することで品質維持・改善を図り、また現場の個別作業においては、チェックリストシステム「アニー」を活用して、お客様別の作業ごとに手順をチェックリスト形式で作成し、これをマニュアルとして利用することで、品質の平準化を図るとともに、作業の標準化及び効率化を図り、作業ミスの予防につなげております。

また、主要なお客様とは定期的にミーティングを開催し、当社が提供するEC・通販物流支援サービスの現状報告、お客様の声として現状の課題等をお聞かせいただき、お客様個別の課題等に対する改善活動に取組み、KPI等の指標の推移をご提示する等、改善状況の可視化を図り、お客様にご満足いただけるサービスレベルの向上に活かしております。

(受注管理業務代行サービス)

受注管理業務代行サービス（以下「受注管理サービス」という。）はEC・通販物流支援サービスの上流工程に位置し、Eコマースにおけるご購入者様の注文内容を確認し、電子メール対応や入金確認、出荷指示データ作成等の業務をお客様から受託しております。EC・通販物流支援サービスと連携することで、お客様から販売活動のバックヤード業務をワンストップでアウトソーシングいただくことが可能になっております。

受注管理業務の改善活動の中で標準化された業務は、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション、注2.）の活用による自動化を推進し、またミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）にある外注先の事務所「ヤンゴンBPOセンター」（注3.）で業務を実施する等の効率化を推進しております。

なお、受注管理サービスに係る業務のうち多様な判断をともなう業務に対しては、ミスが発生しやすい業務であることからチェックリストの運用を社内で推進し、継続して作業手順やチェック項目の見直しを行う等の改善活動の中で、チェックリストシステム「アニー」を開発するに至っております。

(ソフトウェア販売・利用サービス)

ソフトウェア販売・利用サービスは、当社で開発して利用し、成果につながったソフトウェアをお客様にご利用いただくサービスです。

倉庫管理システム「クラウドトーマス」は倉庫内に保管されている商品（在庫）の数を正確に把握とともに、倉庫内業務の効率化を実現するためのソフトウェアです。入荷から出荷、庫内での棚移動を含め、在庫のすべての動きを、バーコードとそれを読み取るスキヤナにより物理的に管理することで、入出庫処理やロケーション管理などを一元的に行うことができるようになります。「クラウドトーマス」導入により、お客様の販売商品の正確な在庫管理、誤出荷の防止、倉庫内業務の標準化及び効率化を実現することが可能になります。

また、チェックリストシステム「アニー」はクラウド型のチェックリストシステムです。「クラウドトーマス」と同じく、当社がチェックリストの運用を改善し続けた結果、生み出されたソフトウェアです。チェックリストに作業の手順を登録することで、作業の抜け漏れが少なくなり、業務の品質を落とさず、作業手順やノウハウが見える化され、新人教育にもご利用いただけます。

(物流コンサルティングサービス)

当社は、EC・通販物流支援サービスで培われたノウハウを活用し、物流現場改善による生産性の向上による効率化等を目的としたコンサルティングサービスを提供しております。

当社の物流コンサルティングサービスは、物流業務に関するお客様の課題をヒアリングし、お客様の現場を実際にお見せいただき、実際の作業を確認させていただいた上で課題を整理し、改善手法の立案を行います。

改善手法の立案に当たっては、ワークサンプリング（注4.）を実施して作業手順をフローチャート等として可視化し、レイアウト及び保管什器の変更、倉庫管理システムの導入、変更若しくは使用方法の改善、梱包単位に商品を仕分けするための仕分けシステムの導入等による効率的な物流業務の改善方法等を検討し、ご提案しております。

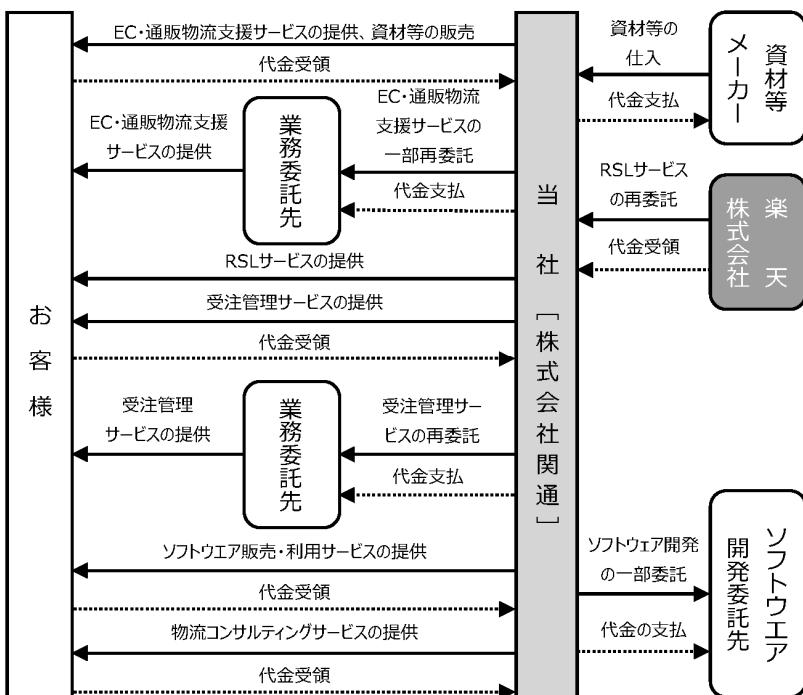
また、改善を実行に移すための計画を策定し、その進捗管理を行うとともに、倉庫管理システムや仕分けシステムの導入支援、現場でのオペレーションにおける使用方法の説明、指導、教育等を行い、お客様の物流業務における改善効果の実現を支援しております。

(楽天スーパークリエイツサービス)

当社は2019年2月に楽天株式会社と資本・業務提携し、同年3月に「Rakuten Fulfillment Center Amagasaki」（兵庫県尼崎市）を開設し、サービス提供を開始いたしました。楽天株式会社が主に楽天市場の出店者向けに提供する物流サービスである「楽天スーパークリエイツ」の業務を受託し、これまでのEC・通販物流支援サービスで培ったノウハウを活用して、楽天株式会社のお客様に楽天スーパークリエイツサービス（以下「RSLサービス」という。）を提供しております。

物流サービス事業に係る事業系統図は、次のとおりです。

[物流サービス事業の事業系統図]



(2) その他の事業

(外国人技能実習生教育サービス)

外国人技能実習生教育サービス（以下「外国人教育サービス」という。）は、当社がミャンマーから外国人技能実習生（以下「実習生」という。）受入れを行う際に、ミャンマーで行った現地教育カリキュラムを、お客様にもご利用いただくサービスです。

実習生の受入れを希望されているお客様に、現地ミャンマーでお客様が希望される職種にあった、就業上必要となる技能訓練のほか、会社の文化等の教育を行い、日本で就業時に即戦力の人材として採用いただける教育を行うサービスです。

なお、当社が出資する物流ロジック協同組合（注5.）は、実習生の監理団体として、受入れ企業に対して監理業務のサービスを提供しております。

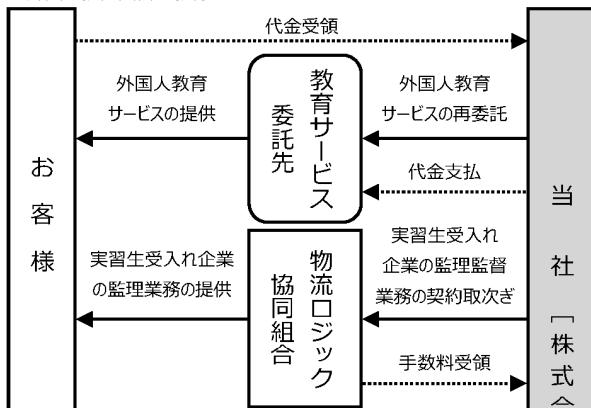
(その他教育サービス)

障がいをお持ちのお子様向け教育事業として、放課後等デイサービスの教室を運営しております。発達障害を抱える児童の学童保育と呼ばれる放課後デイサービスを通じて発達に課題を抱えるお子さまの成長と自立をサポートしております。

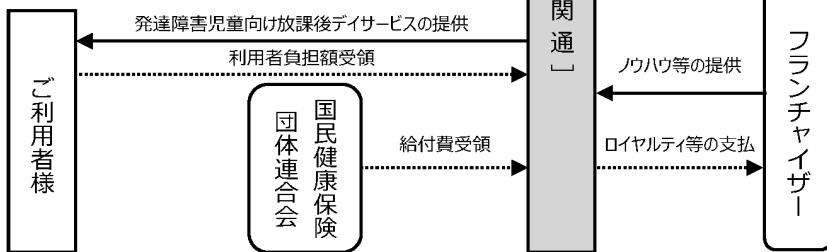
その他の事業に係る事業系統図は、次のとおりです。

[その他の事業の事業系統図]

<外国人技能実習生教育サービス>



<その他教育サービス>



- (注) 1. Eコマースとは、Electronic Commerceの略で、インターネットを通じた電子商取引のことをいい、ECと表記されることもあります。WEBサイト上のオンラインショップを利用した物品販売等がこれに当たります。
2. RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業をワークフロー自動化ツール等を用いて、人間に代わって自動処理する仕組みをいいます。
3. ヤンゴンBPOセンターは、当社と業務委託契約を締結する外注先企業が運営しております。
4. ワークサンプリングとは、作業者の作業の発生状況、及び設備の稼働状況等を把握する稼働分析の一つです。
5. 物流ロジック協同組合は、2019年3月に当社を含む4社の共同出資で設立された協同組合（当社の議決権比率は2020年1月31日現在で7.7%）です。組合員による共同購買のほか、2019年9月から実習生の監理団体としての事業を開始しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
229	30.6	4.0	3,393

セグメントの名称	従業員数（人）
物流サービス事業	187 (304)
その他の事業	11 (2)
全社（共通）	31 (3)
合計	229 (309)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数にはパート社員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び内部監査部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、経営理念及び行動規範を次のとおり制定し、これらの実践をとおして、一層の業績向上を目指してまいります。

① 創業の精神

役に立つ。

社会にとって役に立つ自分を形成し、

全員営業全員製造の精神で社会に貢献する。

② 経営理念

われわれは、

お客様に喜ばれる仕事を通じて、

世の中の発展と繁栄に貢献し、

あわせて全員の成長をこいねがう、

運命共同体としての同志と、

1. お客様第一主義

2. 我が社の成長と安定に全力をつくし

3. 全員の物と心の向上に努力する

4. 「出来る」を「出来た」

以上、4つの理念を行動指針とし、広く社会に奉仕する。

③ 重点行動

準備、実行、後始末。

(2) 中長期的な経営戦略

当社は、経営者及び従業員等の「人的経営資源」、設備及び資金等の「物的経営資源」、並びに情報、ノウハウ等の「情報的経営資源」の展開を、当社グループの事業ドメインである「物流サービスを中心とした事業活動の改善サービスの提供」に集中的に展開する「集中戦略」を採用しております。

当社は、持続的な成長の観点から、物流サービスの一層の市場開拓を図り、これらの改善や省人化活動をとおして獲得したノウハウ等を、ソフトウェアや新たなサービスとして商品化し、お客様の声を改善に活かして品質向上を推進することにより、より多くのお客様を獲得し、またより多くのサービスをご利用いただくことによって、事業の拡大を図ってまいります。

今後においても、「物流サービスを中心とした事業活動の改善サービスの提供」に経営資源を集中することにより、新しい経営資源の獲得を効率的に行うことが可能になり、また新たに獲得した経営資源を有効に活用することによって、既存サービスとの相乗効果によるサービスの提供機会の増加を図り、異業種への事業多角化を図るよりも低リスクで利益貢献の可能性が高い事業展開を推進してまいります。

(3) 経営環境

当社は、物流サービスの提供を主たる事業とし、物流サービスの中でも、主にEコマース及び通信販売事業を営む企業様向けの配送センター代行サービス「EC・通販物流支援サービス」の提供に係る事業を展開しております。

経済産業省がまとめた「平成30年度 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」によりますと、2018年のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は18.0兆円（前年16.5兆円、前年比8.96%増）、EC化率（注）はBtoC-ECで6.22%（前年比0.43ポイント増）となっており、物販系分野におけるBtoCのEC市場規模は2017年の8.6兆円から2018年には9.2兆円（伸び率8.12%）と推移しており、国内GDPの実質成長率を上回る伸び率となっております。

（注）EC化率とは、電話、FAX、Eメール、相対（対面）等も含めた全ての商取引金額（商取引市場規模）に対するEコマースによる商取引の市場規模の割合をいいます。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、長年にわたる物流サービス事業で蓄積したノウハウを活かし、今後においても持続的な成長を遂げるため、次の事項を対処すべき課題と認識しております。

① 人材の獲得及び育成

当社の事業拡大には、優秀な人材の獲得が欠かせず、また品質の維持向上には人材の育成が欠かせません。人材の獲得にあたっては、高校及び大学の卒業生を対象とした新卒採用に継続的に取組むことで、現場スタッフの人材確保及び本社機能の充実を図っており、引き続き新卒採用を中心とした人材獲得に取組む方針です。

また、人材の育成面では、経営理念、会社の各種方針、及びルール等を記載した手帳型「経営計画書」を従業員に配布し、これに基づく勉強会を開催する等して会社の基礎となる事項の徹底を図るほか、長年の物流サービス事業で培ったノウハウを活用した当社独自の教育プログラムを計画的に実施しております。

人事評価制度においては毎月の上司との面談等を通じて従業員の達成意欲の向上を促進するほか、パート従業員を含め、働きやすい労働環境の整備に努め、効率的に業務に取組んでいただく環境を整え、その戦力化に努めています。

物流品質の維持向上には、教育プログラムを更新し、また評価制度の充実を図ることで、高度化する顧客ニーズに対応した人材育成に取組む方針です。

② 物流事業を中心とした新しいサービスの創出

BtoB及びBtoC市場とともに、物流業務の見直しを行う顧客が継続して存在する一方で、競合他社との競争環境は厳しさを増すことが予想されます。当社は、とりわけBtoC市場向けのニーズに対応したサービスを創出し、また当社がこれまでのEC・通販物流支援サービスの提供で培った物流ノウハウ、EC・通販物流支援サービスの提供の中で作業ミスの予防や生産性の向上のために取り組んだ改善ノウハウから生まれた倉庫管理システム「クラウドトーマス」及びチェックリストシステム「アニー」等のソフトウェアの提供を組合せる等により、新しい顧客獲得を推進しております。また、物流サービス事業における人材獲得、人材教育から獲得したノウハウを活用し、ミャンマーから日本への技能実習希望者等に対する日本語教育及び職業訓練のサービスを提供しており、今後も当該サービスの強化を図る方針です。

現在は、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を社内の業務改善に導入し、開発中の新しい倉庫管理システムでは、主に物流ロボットや他のシステムとの連携機能の追加を図り、ロボティクス時代の到来に、そのノウハウ蓄積に努めております。

③ 継続した改善活動による物流品質の維持向上及び新しいノウハウの蓄積

当社は、業務の効率化、品質の向上を目的とした環境整備活動（注）を継続して実践しております。今後においても、これらの環境整備活動を継続し、新しい概念を取り入れた活動の高度化を図り、また当社独自の、若しくは産学連携等による外部の知見に基づく効率化のための新しい設備の導入や改善活動等、持続的なコスト最適化、品質の向上及び新しいノウハウの蓄積に取組む方針です。

（注）環境整備活動とは、「仕事をやりやすくする環境を整えて備える活動」であり、当社の教育・企业文化形成の柱としております。毎日決まった時間に全従業員が30分の時間を使って実施します。整理、整頓、清掃等を基本として、仕事とそのやり方を学び、気付く感性を育て、円滑なコミュニケーションを図る機会を生み出だすものです。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 公的規制強化のリスクについて

当社は、物流事業を中心とする3PL（企業物流の包括的受託）企業として、物流事業に関する各種事業法の規制を受けています。そのような中、当社は、法令遵守の徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、事業活動の適法性の確保に努めておりますが、環境対策及び安全対策の規制強化などを遵守するために一層の費用負担を求められるリスクや、法令等違反した場合に事業の停止、許認可の取消等を受けるリスクがあります。したがって、これらの事象は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

事業	許認可事業	法律	監督官庁	許認可等の内容	有効期限	取消事由
物流 サービス	倉庫業	倉庫業法	国土交通省	登録	なし	同法第21条
	第一種貨物 利用運送事業	貨物利用運送事業法	国土交通省	登録	なし	同法第16条
その他	外国人技能 実習事業	外国人の技能実習の 適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律	法務省・ 厚生労働省	認定	なし	同法第16条
	指定障害児 通所支援事業	児童福祉法	厚生労働省	指定	6年	同法第21条の 5の24第1項又 は第33条の18 第6項

(2) 設備投資に関するリスクについて

当社は、3PLを主たる事業としており、顧客から物流業務を受託する際に、物流センター、設備機器及び情報システムなどについて先行的に設備投資を実施することがあります。投資に際しては、事業収支計画を策定するとともに、慎重に投資判断を行っていますが、国内の経済状況の悪化などにより、顧客の業績悪化や支払停止などが生じれば、投資資金の回収に支障が生じ、将来の成長と収益性を低下させる可能性があります。したがって、これらの事象は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コスト上昇リスクについて

当社は、物流業務において輸配送サービスを外部の専門業者に委託しておりますが、原油価格や為替レートの変動により燃料費が高騰した場合や、車両・ドライバー不足等により庸車費用が上昇した場合は、輸配送コストが上昇する可能性があります。輸配送コストの上昇分は、お客様にご理解いただき、値上げ対応させていただく方針であり、また輸配送サービスの委託先については、佐川急便㈱やヤマト運輸㈱の占める割合が相対的に大きいため、他の輸配送サービス業者との関係構築等に努めております。加えて、物流センター運営等にかかる従業員の賃金、及び労働力の確保のためのコストが上昇する可能性があり、残業の削減、リフレッシュ休暇（注）の取得促進、社員教育等をとおして働きやすい環境の構築に努めるとともに、新しい物流設備の導入等による生産性の向上に取組んでおります。しかしながら、これらの対策が奏功しない場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（注）リフレッシュ休暇とは、社員若しくはパート社員として半年以上勤務した者が、半年に1度の頻度で5から6連休の休暇を取得できる制度です。

(4) 甚大な災害発生のリスクについて

当社は、物流センターを運営し、顧客の商品やそれらの管理にかかる情報を取り扱っていることから、BCPや災害発生時のマニュアル整備など、事前対策の推進に取り組んでいます。しかしながら、地震・風水害などの天災地変により、停電・輸送経路の遮断などの事態が発生した場合、物流業務の停滞を招く恐れがあります。したがって、これらの事象は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩のリスクについて

当社は、物流業務受託に際し、顧客などの情報を取り扱っています。コンプライアンスや個人情報管理の徹底など、内部監査や社内研修等を通じて適切な情報資産管理に努めていますが、情報の外部漏洩やデータ喪失などの事態が生じた場合、当社の社会的信用の低下を招くだけでなく、顧客からの損害賠償請求を受ける可能性があります。したがって、これらの事象は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) M&A及び資本業務提携等のリスクについて

当社は、持続的な成長のため、M&Aや資本業務提携等を行うことがあります。これらの実施にあたっては、事前に対象企業の財務内容や契約内容等審査を十分行い、リスクを検討したうえで決定していますが、実施後の事業環境の変化等により、当初想定していた成果が得られないと判断した場合や、資本業務提携等を解消・変更する場合、のれんや持分法で会計処理されている投資の減損損失等、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 金利変動のリスクについて

当社は、物流センターの新設や事業展開に必要な資金を借入等により調達しています。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているため、固定・変動調達比率の調整を、主に可能な範囲での低金利による固定化等でリスク管理していますが、リスクを完全に回避できるものではなく、予測を上回る金利の上昇等があった場合、調達コストが増加し、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材確保のリスクについて

当社の展開する物流事業は労働集約型産業的一面があり、人材の確保や管理職強化が重要となります。当社の事業計画を遂行する上で必要な人材を継続的に採用し、労働環境の整備や教育体制の充実等により人材の定着を図ることが、当社の持続的な成長にとって必要となります。これらが達成できなかった場合、また、達成のために人件費等増加が生じた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムダウンによるリスクについて

当社では、物流センター業務の生産性向上のため、倉庫管理システム「クラウドトーマス」等を使用しております。被害を防御し、または最小限に抑えるべく、ウイルス対策やデータのバックアップ等の予防策を講じております。しかしながら、万が一、災害やコンピューターウィルス等によりシステムがダウンまたは破壊された場合、業務に多大な被害を受ける可能性があり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 取引関係の大幅な変動に対するリスクについて

当社は、アパレル、食品、日用雑貨を取り扱うインターネット通販事業者が主要顧客となります。EC市場は大手企業による自動倉庫、無人倉庫の展開や協業等、現在も拡大基調にありますが、国内景気の大幅な落ち込み等によりEC市場の競争激化や成長の停滞若しくは縮小局面へと入った場合、当社の取扱業務が減少し、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 業績変動のリスクについて

当社が得意とするインターネット通販事業者向けのEC・通販物流支援サービスでは、お客様が開催する各種セールや、入学や進級等のライフイベントに伴う季節的な時期において、需要が増加し売上が集中する傾向にあります。そのため、当該時期における人材や資材等の確保が必要となり、また、それに伴う売上高及び営業利益の増加を見込んでおり、それらは当社の季節要因として経営成績に影響を与える傾向にあります。経済や業界の動向、取引先の業況による景気変動などにより、季節要因等影響が計画通り進捗しない場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 創業者への依存リスクについて

当社の代表取締役である達城久裕は、当社設立以来の代表取締役であります。同氏は経営方針や経営戦略等、当社の事業活動において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっています。当社においては、同氏に過度な依存をしない経営体制を構築すべく、担当役員や本部長等に権限委譲を進めておりますが、何らかの理由で同氏の業務遂行が困難になった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 減損リスクについて

当社が物流サービスを提供する倉庫物件については、自社所有は本社物流センター南館及び主管センターとなっております。これらは固定資産の減損に係る会計基準および適用指針を適用し、所有する固定資産に減損損失が発生した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 投資成果に関するリスクについて

当社は、今後も、生産性向上や顧客ニーズに対応した物流拠点の整備、取得等にかかる設備資金、並びに事業拡大に伴う運転資金へ資金を充当していく予定であります。しかしながら、予定どおりの用途に充当された場合でも、計画した通りの物量や取扱高が見込めず、設備にかかる投資効果が得られない場合には、想定どおりの効果を上げることができず、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 資金調達にかかるリスクについて

当社は、顧客ニーズの高まり等を背景に物流センターの増設などの設備投資を持続的に行っておりますが、これらは主に金融機関からの借入金により資金調達を行っており、2019年2月28日時点の有利子負債は40億17百万円（総資産に対する比率は75.4%）となっております。現時点では金融機関との関係が良好であることから必要な資金の新規調達に懸念はございませんが、将来、経営成績の急激な悪化や社会環境及び金融情勢の大きな変動等、何らかの理由により金融機関との関係が悪化して資金調達に支障が生じた場合、これらの事象は当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当方針にかかるリスクについて

当社は、創業以来、配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題と認識しております、剰余金の配当については、将来の事業展開及び財務体質の強化のために必要な内部留保金を確保しつつ、安定した剰余金の配当を実施していく方針であります。しかしながら、現時点では、当社は当面の間、長期的な視野に立った事業展開の中で、設備投資資金の確保及び財務体質の強化のための内部留保の充実を優先する考えであります。本書提出日現在では来期以降の配当の実施は未定ですが、今後、当社の業績及び財務状況を勘案し、一定の利益を配当することを検討いたします。

(17) 競合リスクについて

当社は、EC・通販物流支援サービスを中心とした物流サービス事業を展開し、主にインターネット通販事業者の配送センター業務を受託しており、同種のサービスを提供する企業と競合しております。当社は、お客様のご要望に応じたサービスを提供し、またお客様の成長に応じたご提案を行い、生産性の向上に努める等により、競合他社との差別化を図っておりますが、これらの取組みが奏功せず、将来にわたって競争優位を維持できなくなる可能性があり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 貸借している物流サービス拠点の賃貸借契約を継続できないリスクについて

当社は、EC・通販物流支援サービスの提供に当たって、その物流サービス拠点を主に貸主と賃貸借契約を締結し貸借しております。普通賃貸借契約においては、一定の解約予告期間が設けられておりますが、貸主の都合によって中途解約が可能となっております。また定期建物賃貸借契約においては、当該賃貸借契約期間は解約できない旨が定められておりますが、当該賃貸借契約期間満了後は、当社に契約更新の意思があっても貸主の意思によって必ずしも更新できるとは限りません。普通賃貸借契約においては、何らかの要因で貸主から解約通知を受ける等により、物流サービス拠点の賃貸借契約が継続できない状況となった場合、及び定期建物賃貸借契約においては、何らかの要因で契約が更新できない状況となった場合は、新拠点の開設や既存拠点を活用し、サービス提供の継続を図る方針です。しかしながら、これらの対策が奏功せず、賃貸借契約の終了に当たって適当な代替拠点が見つからなかった場合や顧客との契約を継続できること等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 貸借料上昇のリスクについて

当社は、(18)に記載の通り、EC・通販物流支援サービスの提供に当たって、その物流サービス拠点を主に貸主と賃貸借契約を締結し貸借しております。普通賃貸借契約においては契約期間中に、定期建物賃貸借契約においては契約更新時に、近隣相場の上昇等を背景として、物流サービス拠点の賃借料が引き上げられる可能性があります。賃借料の引上げに当たっては、その妥当性を検証して貸主と適正な賃借料の設定を協議し、また、顧客には賃借料の上昇分の負担についてご理解を求める方針です。しかしながら、これらの対策が奏功せず、賃借料が上昇したこと为契机に顧客との契約を継続できることとなった場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 訴訟・クレームのリスクについて

当社は、事業運営において、サービス品質等のトラブルや問題が生じた場合、当社の瑕疵の有無にかかわらず、サービス品質等のトラブルや問題に起因する損害の賠償請求、訴訟（以下「訴訟等」といいます。）の提起を受ける可能性があります。当社は事前に取引基本契約書を締結する等により訴訟等のリスクを低減し、またトラブルや問題等が発生した場合は可能な限り迅速に対応する等して訴訟等のリスクに対する対策を講じていますが、万が一訴訟等が生じた場合は、訴訟等の内容や損害賠償請求額によっては、社会的信用が低下または当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(21) サービス品質の低下リスクについて

当社は、主にEC・通販物流支援サービスの提供に当たって、環境整備活動、従業員教育による社内ルールの徹底、物流業務に係る作業ミスに関する報告アセスメント（注）による改善の横展開等によるサービス品質の維持・向上を図り、お客様満足度の向上に努めています。しかしながら、これらの取組みが奏功せず、サービス品質の低下を招く等、お客様満足度が低下することがあった場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（注）物流業務に係る作業ミスに関する報告アセスメントとは、当社では「事故報告アセスメント」と呼んでおり、物流業務の改善や対策を共有するため、定期的に開催する教育機会です。当社では誤出荷等のお客様からクレームをいただいた業務上のミスの再発防止のため、同じミスが起こらないように真因を理解し、その改善や対策を社長が直接従業員へ教育することにより、全社で共有しております。

(22) 国際展開のリスクについて

当社は、外国人技能実習生教育サービスや受注管理業務代行サービスの一部を、ミャンマー等に所在する外注先の施設等を利用して提供しております。ミャンマー等の諸外国における法規制の強化、テロ、紛争その他予期し得ない政治または社会情勢の変動、景気動向及び為替等の経済情勢の変化、言語、文化及び商慣習の違いによるトラブル等業務上の非効率が生じた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(23) ストックオプションのリスクについて

当社は、取締役及び従業員に対して、業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は189,500株であり、発行済株式総数2,275,000株の8.33%に相当しております。

(24) 公募増資による資金使途のリスクについて

当社は、本書に基づき資本市場から調達する公募増資による資金について、「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり、設備資金に充当する予定としております。当社は、設備の導入に当たっては、その投資効果を慎重に検討する方針ですが、新技術を用いた新しい設備等の登場、新規顧客の獲得動向、既存顧客の出荷数量の大幅な増減等、ソフトウェア販売・利用サービスにおけるお客様ニーズの大幅な変動等の影響を受け、これらの予定と異なる設備の購入、若しくはその他の使途に、手取金を充当する可能性があります。また、現在計画している設備資金に充当した場合においても、想定どおりの投資効果が得られない可能性があります。

(25) 楽天株式会社との資本・業務提携のリスクについて

当社と楽天株式会社は、物流分野においてそれぞれのアセットを活用した連携を図ることを目的として、2019年1月に資本・業務提携に係る契約を締結しました。当社は、楽天株式会社が主に楽天市場の出店者向けに提供する物流サービスである「楽天スーパークロジスティクス」の業務を受託し、これまでのEC・通販物流支援サービスで培ったノウハウを活用し、同サービスの提供拡大を図っております。しかしながら、当社と楽天株式会社のいずれか若しくは両者によって、それぞれの強みを生かすための適切な施策が実行されない場合、法規制の強化や深刻な人材不足等外部環境の変化により資本・業務提携において予定した便益を享受することができないと判断された場合、その他当該資本・業務提携に係る契約締結当初に予期していなかった事業上の問題の発生や物流サービス提供に係る方針変更による資本・業務提携の解消等が生じた場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 大株主のリスクについて

当社創業者の代表取締役社長であり、支配株主である達城久裕の本書提出日現在での議決権所有割合は、直接所有分として21.98%であります。また、達城久裕の資産管理会社であるロジ・エステート株式会社、達城久裕の二親等内の血族である達城利卓、達城利元、達城裕佳、達城太貴の議決権を合算した所有割合は63.75%とな

っております。達城久裕及びロジ・エステート株式会社は、当社株式の2020年3月19日の東京証券取引所マザーズ市場上場に際し、所有株式の一部を売出す予定であります。達城久裕は引き続き当社の支配株主となる見通しであります。議決権の行使に当たっては、株主共同利益を追求するとともに少数株主の利益にも配慮する方針であります。しかしながら、何らかの事情によって、達城久裕が当社株式をやむを得ず売却することとなった場合、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第33期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、また企業収益の改善及び設備投資の増加がみられる一方で、通商問題の動向に加え、中国経済の先行きに不確実性が増し、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社事業とかかわりの深い物流業界におきましては、宅配業界を中心とした働き方改革の動きは依然活発で、運賃の値上げや総量規制等が引き続き実施されたものの、EC市場は堅調に推移いたしました。

このような環境のなか、当社におきましては、既存のお客様に対する物流サービスの効率化を推進し、またインターネットを通じた新規のお客様の獲得強化、将来のEC市場の拡大に向けた物流センターの増床若しくは移転等に取組みました。また、業務改善にRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入し、全社的な業務の自動化を推進しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は6,468,296千円（前事業年度比23.1%増）、営業利益は主に物流サービス事業に拡大により売上原価が前事業年度に比べ24.4%増加し、またコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化等により販売費及び一般管理費が前事業年度に比べ25.4%増加したこと等により、126,774千円（前事業年度比21.1%減）となり、経常利益は103,944千円（前事業年度比25.5%減）、当期純利益は旧通販物流センターの土地建物売却等に伴う固定資産売却益48,803千円を計上したこと等により、78,583千円（前事業年度比40.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は損益計算書における営業損益（営業利益又は営業損失）をベースとしております。

(物流サービス事業)

物流サービス事業におきましては、インターネット等を通じた新規のお客様の獲得が順調に進み、関西主管センターの増床、関東主管センターの新設等によりEC・通販物流支援サービスのお客様数の増加に努め、またソフトウェア販売・利用サービスについては販売活動の強化が奏功し順調にユーザー数を伸ばした一方、業務の効率化、生産性の向上につきましても、ムダ取り活動等の継続に加え、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用した業務改善を推進しました。

この結果、物流サービス事業に係る当事業年度の売上高は6,405,137千円（前事業年度比22.5%増）、セグメント利益は、売上高の増加に伴い労務費及び発送運賃等が増加したほか、物流サービス拠点の新設・増床等により賃借料が増加し、153,423千円（前事業年度比26.4%減）となりました。

(その他の事業)

その他の事業におきましては、外国人技能実習生教育サービスでは、主に関連セミナーの内容充実による新規のお客様獲得を強化し、その他教育サービスにおいても体験授業への誘導を強化し、新規のお客様獲得に取組みました。

この結果、その他の事業に係る当事業年度の売上高は63,158千円（前事業年度比132.9%増）、セグメント損失は26,648千円（前事業年度は47,959千円のセグメント損失）となりました。

セグメント区分	売上高			セグメント損益（営業損益）		
	実績	百分比	前期比 増減率	実績	売上高営業 利益率	前期比 増減率
EC・通販物流支援サービス	6,003,133	92.8	23.9	—	—	—
受注管理業務代行サービス	117,756	1.8	30.0	—	—	—
ソフトウェア販売・利用サービス	114,247	1.8	270.8	—	—	—
その他	169,999	2.6	△35.0	—	—	—
物流サービス事業	6,405,137	99.0	22.5	153,423	2.4	△26.4
その他の事業	63,158	1.0	132.9	△26,648	—	—
セグメント合計	6,468,296	100.0	23.1	126,774	2.0	△21.1

第34期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費が持ち直しの傾向を維持した一方で、企業収益は高い水準にあるものの、製造業を中心に弱含んでおり、通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き及び消費税率引上げ後の消費者マインドの動向が懸念される等、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社事業とかかわりの深い物流業界におきましては、宅配業界を中心とした働き方改革の動きは活発なもの、運賃の値上げや総量規制等には一部緩和の動きがみられ、また新規の物流センターのテナント物件に対する需要は高く、賃料相場は引き続き上昇基調となりました。

当社におきましては、引き既存のお客様に対する物流サービスの生産性向上への取組み等の効率化を推進し、新規のお客様獲得にあたっては、毎月開催する学べる倉庫見学会等への参加者増加のための誘導強化等、インターネットを通じた効果的なお客様の獲得に取組みました。

これらの結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高5,319,951千円、営業利益176,630千円、経常利益154,180千円、四半期純利益は104,371千円となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は損益計算書における営業損益（営業利益又は営業損失）をベースとしております。

(物流サービス事業)

物流サービス事業におきましては、環境整備活動及びABC分析（注）による改善、並びにRPA（ロボティックプロセスオートメーション）の活用等を通じて、EC・通販物流支援サービス及び受注管理業務代行サービスの業務を中心に、継続した生産性の向上のための改善活動を推進し、また既存のお客様との接点強化によるお客様満足度の向上を図る一方で、増床した物流センターにおけるお客様の新規導入に取組みました。

この結果、物流サービス事業に係る当第3四半期累計期間の売上高は5,277,727千円、セグメント利益は219,637千円となりました。

(その他の事業)

その他の事業におきましては、外国人技能実習生教育サービスでは主に関連セミナーの内容充実による新規のお客様の獲得を強化し、その他教育サービスにおいては、幼児教育教室を閉鎖した一方で、企業主導型保育園を開設しました。

この結果、その他の事業に係る当第3四半期累計期間の売上高は42,224千円、セグメント損失は43,007千円となりました。

(注) ABC分析とは重点分析とも呼ばれ、物事を重要度に応じて分類し、分類ごとに最適な手段等を選択するためのデータ分析手法をいいます。例えば、複数種類ある在庫商品を重要度や優先度等によって分類し管理することで、在庫管理等の効率化を図ることができます。

セグメント区分	売上高			セグメント損益（営業損益）		
	実績	百分比	前年同期 増減率	実績	売上高営業 利益率	前年同期 増減率
EC・通販物流支援サービス	4,840,348	91.0	—	—	—	—
受注管理業務代行サービス	77,893	1.5	—	—	—	—
ソフトウェア販売・利用サービス	153,435	2.9	—	—	—	—
その他	206,050	3.9	—	—	—	—
物流サービス事業	5,277,727	99.2	—	219,637	4.2	—
その他の事業	42,224	0.8	—	△43,007	—	—
セグメント合計	5,319,951	100.0	—	176,630	3.3	—

- (注) 1. 当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同期増減率については記載しておりません。
2. 楽天スーパーLOGISTICSサービスの売上高は、EC・通販物流支援サービスの売上高に含めて記載しております。

② 財政状態の分析

第33期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度末における総資産は5,327,225千円（前事業年度末比1,582,693千円増加）、負債は4,860,437千円（前事業年度末比1,318,239千円増加）、純資産は466,788千円（前事業年度末比264,453千円増加）となりました。

主な増減要因は、次のとおりであります。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,832,058千円（前事業年度末比373,808千円増加）となりました。

主な内訳は、売上高の増加により売掛金が162,826千円、電子記録債権が17,031千円それぞれ増加し、長期借入による資金調達等により現金及び預金が150,939千円増加したほか、前渡金が51,908千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は2,495,167千円（前事業年度末比1,208,885千円増加）となりました。

主な内訳は、旧通販物流センターの土地建物（大阪府東大阪市）の売却により、建物が92,630千円、土地が177,216千円それぞれ減少した一方で、主管センターの土地建物（大阪府東大阪市）の取得により、建物が285,263千円、土地が981,085千円それぞれ増加し、また賃貸借契約による物流センターの新設または増床により、敷金及び保証金が152,825千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,336,432千円（前事業年度末比262,236千円増加）となりました。

主な内訳は、売上高の増加に伴う変動費の増加により、買掛金が92,504千円、未払金が78,534千円それぞれ増加し、長期借入金からの振替えにより1年内返済予定の長期借入金が39,699千円増加したほか、未払法人税等が45,077千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は3,524,004千円（前事業年度末比1,056,002千円増加）となりました。

主な内訳は、主管センター土地建物取得にあたり、その取得額相当額を長期借入金で新規調達したこと等により、長期借入金が979,681千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の部の残高は466,788千円（前事業年度末比264,453千円増加）となりました。

主な内訳は、当期純利益の計上により利益剰余金が78,583千円増加し、また2019年2月の第三者割当増資により資本金が90,750千円、資本剰余金が90,750千円それぞれ増加したことによるものです。

第34期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

当第3四半期会計期間末における総資産は6,173,764千円（前事業年度末比863,392千円増加）、負債は5,610,089千円（前事業年度末比766,504千円増加）、純資産は563,675千円（前事業年度末比96,887千円増加）となりました。

主な増減要因は、次のとおりであります。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は3,446,378千円（前事業年度末比631,172千円増加）となりました。

主な要因は、長期借入金の増加等により現金及び預金が541,823千円、売上高の増加により売掛金が145,881千円、それぞれ増加したことによるものです。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は2,727,386千円（前事業年度末比232,219千円増加）となりました。

主な要因は、物流センターの空調設備工事等により建物が47,078千円、倉庫管理システムの開発により無形固定資産が43,206千円、物流センターの増床等により敷金及び保証金が33,316千円、物流ロジック協同組合への長期貸付金50,000千円の計上等により投資その他の資産のその他が61,733千円、それぞれ増加したことによるものです。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は1,539,937千円（前事業年度末比203,505千円増加）となりました。

主な要因は、売上原価の増加により買掛金が73,306千円、長期借入金からの振替えにより1年内返済予定の長期借入金が104,441千円、それぞれ増加したことによるものです。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は4,070,151千円（前事業年度末比562,999千円増加）となりました。

主な要因は、長期借入金による調達資金の増加により長期借入金が504,826千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の部の残高は563,675千円（前事業年度末比96,887千円増加）となりました。

主な要因は、四半期純利益の計上により利益剰余金が104,371千円増加したことによるものです。

なお、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については当該会計基準等を遡って適用した後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

③ キャッシュ・フローの状況

第33期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、営業活動の結果獲得した資金が150,031千円、投資活動の結果使用した資金が1,338,633千円、財務活動の結果獲得した資金が1,198,364千円であったこと等により、前事業年度末に比べ10,626千円増加し1,538,305千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は150,031千円（前事業年度は278,024千円の資金の獲得）となりました。主な要因は、売上債権の増加額181,055千円、前渡金の増加額51,908千円及び固定資産売却益48,680千円の計上があった一方で、税引前当期純利益138,932千円、減価償却費130,395千円を計上し、また仕入債務の増加額92,504千円、未払金の増加額89,426千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,338,633千円（前事業年度は99,290千円の資金の使用）となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入323,365千円があった一方で、定期預金の預入による支出239,312千円、有形固定資産の取得による支出1,372,036千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,198,364千円（前事業年度は194,398千円の資金の使用）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出980,620千円があった一方で、長期借入れによる収入2,000,000千円、株式の発行による収入181,500千円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社のサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	前年同期比 (%)
物流サービス事業（千円）	6,405,137	122.5
報告セグメント計（千円）	6,405,137	122.5
その他の事業（千円）	63,158	232.9
合計（千円）	6,468,296	123.1

(注) 1. セグメント間の取引については該当事項ありません。

2. 最近2事業年度及び第34期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		第34期第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
クックデリ株式会社	552,576	10.5	763,584	11.8	—	—
株式会社グアルダ	744,810	14.2	680,202	10.5	—	—

(注) 第34期第3四半期累計期間につきましては、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 経営成績等の状況に関する認識及び検討内容

当社は物流サービス事業を主たる事業としておりますが、これらのサービスにかかわる分野は競合他社との競争環境が厳しく、サービスレベル、サービス品質及び価格等の面において、お客様に常に新しい価値を提供することが求められます。当社は、新しい価値の創造のため、継続的な教育を通じた物流サービスの品質向上はもとより、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）への取組み、自動倉庫設備の導入等の省人化を目的とした設備投資を積極的に推進し、人と自動機器の組み合わせの最適化を推進し、当社の持続的な発展を図ってまいります。

② 重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況」に記載しております。

③ 財政状態の分析

財政状態の分析に関する情報については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の分析」に記載のとおりです。

④ 経営成績の分析

第33期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度比23.1%増の6,468,296千円となりました。これは主に、物流サービス事業における新規のお客様の獲得を中心として、売上高が前事業年度に比べ1,213,502千円増加したことによるものです。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は、前事業年度比24.4%増の5,697,388千円となりました。これは主に、物流サービス事業の拡大による増員により労務費が207,458千円、委託費が174,027千円、発送運賃及び運送費用が479,186千円、物流サービス事業における物流センターの新設及び増床により賃借料が231,007千円それぞれ増加したことによるものです。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度比25.4%増の644,132千円となりました。これは主にコールセンター・ガバナンス及び内部統制の強化のために役員及び従業員を増員したことにより人件費が88,893千円増加し、2019年2月の第三者割当増資にともない外形標準課税適用法人となったことにより租税公課が17,628千円増加したほか、印刷資材及び消耗品が34,077千円増加したことによるものです。

(営業外収益)

当事業年度の営業外収益は、前事業年度比23.1%減の10,333千円となりました。これは主に雇用等に係る助成金収入が1,248千円減少したことによるものです。

(営業外費用)

当事業年度の営業外費用は、前事業年度比3.8%減の33,163千円となりました。

(特別利益)

当事業年度の特別利益は、前事業年度比936.5%増の63,234千円となりました。主な内訳としましては、旧通販物流センターの土地建物（大阪府東大阪市）の売却益等として固定資産売却益48,803千円を計上したほか、台風被害による受取保険金8,172千円、主管センターの建物（大阪府東大阪市）取得に伴う資産除去債務履行差額6,256千円を計上しております。

(特別損失)

当事業年度の特別損失は、前事業年度比49.2%減の28,246千円となりました。主な内訳としましては、未使用となった固定資産の除却損が18,142千円あったほか、台風被害による損失5,839千円を災害による損失に計上し、また教育事業部の一部教室閉鎖による減損損失4,141千円を計上しております。

第34期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

(売上高)

当3四半期累計期間の売上高は、5,319,951千円となりました。これは主に、物流サービス事業において、前事業年度に獲得した新規のお客様にかかる売上高が、当第3四半期累計期間をとおして計上されたことによるものです。

(売上原価)

当第3四半期累計期間の売上原価は、4,626,150千円となりました。これは主に、物流サービス事業の売上高増加にともない、発送運賃及び運送費用、労務費がそれぞれ増加し、また前事業年度以降の物流センターの新設及び増床による賃借料の増加が当第3四半期累計期間をとおして影響したことによるものです。

(販売費及び一般管理費)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、517,170千円となりました。これは主に前事業年度からコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化のために役員及び従業員を増員したことによる人件費の増加が、第3四半期累計期間をとおして影響し、また2019年2月期の第三者割当増資にともない外形標準課税適用法人となったことにより租税公課が増加したことによるものです。

(営業外収益)

当第3四半期累計期間の営業外収益は、10,249千円となりました。これは主に、雑収入を5,437千円、その他の教育サービスに係る助成金収入を2,221千円、受取地代家賃を2,066千円計上したことによるものです。

(営業外費用)

当第3四半期累計期間の営業外費用は、32,699千円となりました。これは主に、支払利息を32,699千円計上したことによるものです。

(特別利益)

当第3四半期累計期間の特別利益は、12,633千円となりました。これは企業主導型保育事業に係る補助金収入によるものです。

(特別損失)

当第3四半期累計期間の特別損失は、13,569千円となりました。これは主に企業主導型保育事業に係る内装工事費の固定資産圧縮損12,633千円を計上したことによるものです。

⑤ キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析に関する情報については、「(1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

⑥ 資本の財源及び資金の流動性

当社の事業活動における運転資金の主なものは、発送運賃及び運送費用、賃借料等があります。また、設備投資需要としては、物流センターの新設または増床、ソフトウェア開発、及びマテハンの導入等があります。

当社は、これらの資金需要に機動的に対応するため、内部留保を蓄積すること、並びに金融機関からの借入を行うことで、流動性を確保することとしております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 資本提携に係る契約

相手方の名称	契約名称	契約締結日	契約内容
楽天株式会社	投資契約書	2019年1月31日	第三者割当増資の引受

(2) 業務提携に係る契約

相手方の名称	契約名称	契約締結日	契約内容	契約期間
楽天株式会社	倉庫業務委託 基本契約書	2019年1月31日	主に同社が運営する楽天市場の 出店企業から同社が受託する物 流業務の再委託契約	2019年1月15日から 2020年1月14日まで 以後1年ごとの自動更新

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第33期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当社は、主に物流サービス事業において主要な物流センターである主管センターの土地建物を取得したほか、新しいお客様を獲得するため、物流センターの新設及び増床を中心に、当事業年度中において1,638,831千円の設備投資等を実施しました。

なお、設備投資等の額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア、長期前払費用及び敷金及び保証金を含んでおります。

その主なものは、次のとおりであります。

(当事業年度中に取得した主要設備)

(単位：千円)

セグメントの名称	設置場所の名称	設備の概要	取得価額
物流サービス事業	当社 主管センター	土地及び建物	1,266,348
物流サービス事業	当社 関東主管センター	新設にともなう設備等	141,845
物流サービス事業	当社 関西主管センター	増床にともなう設備等	93,204

(当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却等)

(単位：千円)

セグメントの名称	固定資産の名称	区分	資産の減少額
物流サービス事業	当社 旧通販物流センターの土地建物	売却	269,846

第34期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

当社は、主に物流サービス事業において、主要な物流センターである関西主管センター及び関東主管センターへの設備投資を中心に、当第3四半期累計期間において332,188千円の設備投資等を実施しました。

なお、設備投資等の額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア、長期前払費用及び敷金及び保証金を含んでおります。

その主なものは、次のとおりであります。

また、当第3四半期累計期間に実施した重要な固定資産の売却及び除却等はありません。

(当第3四半期累計期間中に取得した主要設備)

(単位：千円)

セグメントの名称	設置場所の名称	設備の概要	取得価額
物流サービス事業	当社 関西主管センター	主に増床及び職場環境改善のための空調設備増設、増床に伴う敷金等	148,098
物流サービス事業	当社 関東主管センター	主にGAS（ゲート式仕分けシステム）の導入を含む新規業務開始における設備等	63,064

2 【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積m ²)	ソフト ウェア (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社物流センター南館 (大阪府東大阪市)	物流サービス 事業	物流設備	68,539	—	138,460 (1,298.72)	165	232	207,396	4 (11)
主管センター (大阪府東大阪市)	物流サービス 事業	物流設備 マテハン機 器※	332,840	25,671	981,085 (3,057.31)	1,026	4,482	1,345,105	28 (26)
E C 物流センター (大阪府東大阪市)	物流サービス 事業	物流設備	25,513	4,784	— (—)	1,208	21,395	52,901	20 (35)
関西主管センター (兵庫県尼崎市)	物流サービス 事業	物流設備 マテハン機 器※	40,254	27,350	— (—)	8,011	489	76,105	52 (48)
T A T 配送センター (大阪府東大阪市)	物流サービス 事業	物流設備 マテハン機 器※	48,366	17,868	— (—)	3,183	6,035	75,453	15 (27)
門真通販物流センター (大阪府門真市)	物流サービス 事業	物流設備	17,762	636	— (—)	3,845	978	23,222	5 (20)
通販物流センター (大阪府門真市)	物流サービス 事業	物流設備	5,986	8,078	— (—)	3,415	6,066	23,546	10 (27)
関東主管センター (埼玉県和光市)	物流サービス 事業	物流設備	1,443	2,417	— (—)	1,868	14,428	20,158	4 (12)
本社他6拠点 (大阪府東大阪市他)	物流サービス 事業 全社共通	物流設備 倉庫管理シ ステム	21,842	3,948	411 (—)	95,778	3,017	124,998	91 (100)

※マテハン機器の「マテハン」とは、マテリアルハンドリングの略称で、物流過程における物の移動に関わるあらゆる作業のことを指し、物流倉庫内の作業効率を向上させるための機器を「マテハン機器」と言います。

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上表のうち、本社物流センター南館及び主管センターを除く物流センターは賃借物件であり、うち主な物流センター（E C 物流センター、関西主管センター、T A T 配送センター、門真通販物流センター、通販物流センター、関東主管センター）の総床面積は71,799m²、年間賃借料は377,696千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(2020年1月31日現在)

当社の設備投資計画については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画等は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
関西主管センター (兵庫県尼崎市)	物流サービス事業	物流ロボットの導入	180,000	—	自己資金及び借入金	2020年3月	2021年2月	(注) 2.
関西主管センター (兵庫県尼崎市)	物流サービス事業	賃貸借開始に伴う敷金、物流設備及び付帯設備	101,032	13,516	自己資金及び借入金	2019年8月	2021年2月	(注) 2.
[仮称]関東新物流センター (埼玉県和光市)	物流サービス事業	賃貸借開始に伴う敷金、物流設備及び付帯設備	169,135	83,105	自己資金及び増資資金	2019年12月	2021年10月	(注) 2.
本社 (大阪府東大阪市)	物流サービス事業	クラウドトーマス及びアニメーションバージョンアップ	71,024	—	自己資金及び増資資金	2020年3月	2021年2月	(注) 2.
[仮称]関西新物流センター (兵庫県尼崎市)	物流サービス事業	賃貸借開始に伴う敷金、物流設備及び付帯設備	265,701	—	増資資金、自己資金及び借入金	2021年5月	2022年2月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,100,000
計	9,100,000

(注) 1. 2019年5月29日開催の定時株主総会決議により、定款の変更が行われ、発行可能株式総数は22,000株増加し、182,000株となっております。

2. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で株式分割とともに定款の変更を行い、発行可能株式総数は8,918,000株増加し、9,100,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,275,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,275,000	—	—

(注) 1. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,229,500株増加し、2,275,000株となっております。

2. 2019年11月15日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2018年2月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社従業員 27（注）6.
新株予約権の数（個）※	2,990 [2,820]（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,990 [141,000]（注）1. 5.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,810 [77]（注）2. 5.
新株予約権の行使期間※	自 2020年2月24日 至 2028年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,810 [77] 資本組入額 1,905 [39]（注）5.
新株予約権の行使の条件※	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4.

※最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

また、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - iii その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月23日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社関通 第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が組織再編を行う場合において、組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - i 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - iii 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
5. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社従業員23名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 39（注）6.
新株予約権の数（個）※	1,090 [970]（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,090 [48,500]（注）1.5.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	33,000 [660]（注）2.5.
新株予約権の行使期間※	自 2021年2月16日 至 2029年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 33,000 [660] 資本組入額 16,500 [330]（注）5.
新株予約権の行使の条件※	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4.

※最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

また、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
iii その他新株予約権の行使の条件は、2019年2月15日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社関通 第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が組織再編を行う場合において、組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- i 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員35名となっております。

- ② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2019年2月28日 (注) 1.	5,500	45,500	90,750	110,750	90,750	90,750
2019年10月30日 (注) 2.	2,229,500	2,275,000	—	110,750	—	90,750

(注) 1. 有償第三者割当 5,500株

発行価格 33,000円

資本組入額 16,500円

割当先 楽天[㈱]、[㈱]紀陽銀行、紀陽リース・キャピタル[㈱]

2. 株式分割（1：50）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	3	—	—	7	11	—
所有株式数 (単元)	—	350	—	14,900	—	—	7,500	22,750	—
所有株式数の割 合（%）	—	1.54	—	65.49	—	—	32.97	100	—

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,275,000	22,750	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,275,000	—	—
総株主の議決権	—	22,750	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、将来の事業展開及び財務体質の強化のために必要な内部留保金を確保しつつ、安定した剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針とし、1事業年度の配当の回数は株主総会決議による期末配当の1回としております。

しかしながら、当社は現在、長期的な視野に立った事業展開の中で、重要な成長局面にあると考えており、当面は設備投資資金の確保及び財務体質の強化のための内部留保の充実を優先する考えであり、当事業年度における剰余金の配当は実施しておりません。

今後につきましては、1株当たりの当期純利益額、設備投資予定額、次事業年度の業績見通し、手元資金の状況、並びに金融動向等から内部留保金と剰余金の配当のバランスを総合的に勘案し、取締役会において審議してまいります。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、なお一層の事業の効率化を推進し、また事業の拡大を図るために有効投資し、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性ー名 (役員のうち女性の比率ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	—	達城 久裕	1960年5月12日生	1979年4月 株式会社井上書店 入社 1980年4月 東条運送株式会社 入社 1983年7月 個人事業主として軽サービス（運送業）を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立（現 当社） 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社（現 当社） 代表取締役社長（現任）	(注) 2	1,750,000 (注) 8
常務取締役	物流事業統括 担当	朝倉 寛士	1973年5月5日生	1993年4月 有限会社コトブキ金属製作所 入社 1998年10月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役物流事業担当 2005年12月 当社 常務取締役物流事業担当 2006年3月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年3月 当社 常務取締役 物流事業統括担当（現任）	(注) 2	25,000
常務取締役	営業本部、教育 事業本部担当	松岡 正剛	1977年11月28日生	2000年4月 株式会社ワントゥワン 入社 2004年8月 当社 入社 2011年3月 当社 取締役 営業部長 2012年3月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年3月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本部、教育事業本部担当 2019年10月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部担当（現任）	(注) 2	25,000
取締役	経営企画本部長	達城 利卓	1982年2月23日生	2004年3月 当社 入社 2010年9月 当社 第二物流センター 部長 2011年3月 当社 取締役 2013年4月 当社 取締役 主管センター 部長 2014年4月 当社 取締役 物流事業本部長 2016年9月 当社 取締役 IPO準備室長 兼 情報システム部長 2017年3月 当社 取締役 管理本部長 2017年9月 当社 取締役 経営企画本部長（現任） 2019年3月 物流ロジック協同組合 代表理事（現任）	(注) 2	50,000
取締役	管理本部長	片山 忠司	1970年7月9日生	1993年4月 三井生命保険相互会社（現 大樹生命保険株式会社） 入社 1996年6月 日本テレホン株式会社 入社 2005年6月 同社 経営企画部 担当部長 2005年12月 エレコム株式会社 入社 2007年2月 同社 業務統括部総務課長 2013年12月 昭栄薬品株式会社 入社 2014年4月 同社 総務部長 2016年12月 株式会社洸陽電機（現 シン・エナジ一株式会社） 入社 2017年3月 当社 入社 2017年9月 当社 管理本部長 兼 総務部長 2017年10月 当社 取締役管理本部長（現任）	(注) 2	—
取締役	首都圏物流事業 本部長	古川 雄貴	1981年7月14日生	2003年8月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年10月 関西オールトランス株式会社（現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社） 入社 2017年6月 ロジ・リンク株式会社 入社 2017年9月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年5月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長（現任）	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	—	稻垣 茂	1956年5月29日生	1979年4月 中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行 2003年2月 ネットインターナショナル株式会社入社 同社 大阪支店長 2004年10月 京セラミタ株式会社（現 京セラドキュメントソリューションズ株式会社）入社 2007年12月 株式会社カブコン 入社 2008年5月 株式会社名古屋銀行 入行 同行 内部監査部 検査役 2015年6月 株式会社ツバキ・ナカシマ 入社 同社 監査委員会補助人 2017年10月 当社 常勤監査役 2019年5月 当社 取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	池本 克之	1965年11月27日生	1988年4月 株式会社アポロリース 入社 1996年1月 ソニー生命保険株式会社 入社 1998年10月 ワイ・ジェイ・ケイ株式会社 入社 1999年5月 株式会社ニューカム 入社 2000年10月 株式会社ドクターシーラボ 入社 2001年1月 同社 代表取締役 2004年3月 株式会社バジヤ・ボス 設立 代表取締役（現任） 2004年12月 株式会社ネットプライス（現 BEENOS 株式会社）取締役 2006年1月 同社 取締役 副社長 2008年9月 特定非営利活動法人Are You Happy Japan 代表理事（現任） 2010年4月 チームシップ株式会社 設立 代表取締役（現任） 2015年4月 株式会社プラスワンインターナショナル 取締役 2018年5月 当社 監査役 2018年7月 株式会社リアルネット 取締役 2019年5月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 (監査等委員)	—	草深 多計志	1962年11月23日生	1985年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2001年7月 パシフィックゴルフマネージメント株式会社 入社 2003年3月 同社 取締役 2004年12月 PGMホールディングス株式会社 取締役 2006年3月 パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社 代表取締役 2007年12月 株式会社PGMホールディングス 代表取締役社長 2012年5月 A-WIND合同会社 代表社員（現任） 2013年7月 ドリームクロス株式会社 取締役（現任） 2013年11月 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役（現任） 2015年10月 SHホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任） 2017年4月 G Tech株式会社 代表取締役社長（現任） 2018年5月 当社 監査役 2019年5月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長（現任） 2019年9月 株式会社インフィニティーオーシャン 取締役（現任）	(注) 3	—	
取締役 (監査等委員)	—	田端 晃	1959年3月21日生	1990年4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1998年4月 田端晃弁護士事務所（現 弁護士法人田端綜合法律事務所）開業（現在に至る） 2000年6月 エレコム株式会社 監査役（現任） 2010年9月 株式会社ECC 監査役 2014年5月 コーナン商事株式会社 社外取締役（現任） 2019年10月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	—	
計						1,850,000	

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 稲垣茂、池本克之、草深多計志及び田端晃は、社外取締役であります。
2. 2019年5月29日開催の定時株主総会終結の時から1年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2019年5月29日開催の定時株主総会終結の時から2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2019年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役 達城利卓は、代表取締役社長 達城久裕の長男であります。
6. 2019年5月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
7. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 稲垣 茂、委員 池本 克之、委員 草深 多計志、委員 田端 晃
- なお、稻垣 茂は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、内部監査、内部統制及び指名委員会等設置会社における監査委員会補助人等に係る業務経験を有し、また2017年10月から当社の常勤監査役を務めた実績から、常勤の監査等委員である取締役として会計並びに企業統治に関する監査全般の計画、実施、及びモニタリング活動の指揮を執る者として適任と判断したからであります。
8. 代表取締役社長 達城久裕の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるロジ・エステート株式会社が所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、経営の健全性、適法性及び透明性を向上させ、また経営の説明責任を適切に果たすことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場に立って、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針の基礎とし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、次のとおりコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

[コーポレート・ガバナンスに関する基本方針]

1. 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、株主が有する権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に十分に配慮し、また株主の実質的な平等性の確保に努める。

(1)取締役会は、株主総会における会社提案議案については、その内容に応じて株主による適切な理解を得るために、過年度の同様の議案に対する株主の意見等を踏まえた必要十分な説明責任を果たし、招集通知を合理的に可能な範囲で早期に公表すること等によって、株主による権利行使に十分な検討時間を確保する等、株主による円滑な議決権行使の環境整備に努める。

(2)取締役会は、自らがコーポレート・ガバナンスに関する役割及び責任を自覚し、意思決定の透明性の確保、経営の説明責任の履行及び法令遵守の体制整備を推進する。

2. 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、財務情報はもちろんのこと、経営戦略、経営課題、リスク及びガバナンスに係る非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報開示について、その正確性や有用性に配慮して積極的に取組むよう努める。

(1)取締役会は、株主共同の利益の毀損に配慮しつつ、会社の意思決定の透明性及び公平性を確保するため、必要な情報を積極的に、かつ分かりやすく開示する。

(2)当社グループは、会計監査人（独立監査人）による適正な監査の確保について、会計監査人（独立監査人）との協議を踏まえて、適切な対応を行う。

3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が、株主だけでなく、従業員、取引先及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによる経営資源の提供、支援若しくは貢献によるものであることを十分に認識し、これらステークホルダーの権利や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化の醸成に努める。

(1)取締役会は、当社グループが担う社会的責任についての考え方を踏まえ、当社グループの事業活動の基礎となる経営理念を策定し、また健全な事業活動の倫理等の価値観を示した行動基準等を定め、当社グループ全体で遵守させる。

(2)取締役会は、社内の多様な視点や価値観の存在（ダイバーシティ）が、また社会・環境問題をはじめとする持続可能性（サスティナビリティ）をめぐる課題に対する対応が、当社グループの持続的な成長を支える基礎となるよう、その体制構築に努める。

(3)取締役会は、法令遵守や適切な情報開示に疑義が生じる情報を、従業員等から適時に得る体制を整備し、これらの情報の適切な活用を推進する。

4. 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中期的な企業価値の向上を促し、収益力及び資本効率等の改善を図るべく、その役割と責任を適切に果たすものとする。

(1)取締役会は、当社グループの戦略的な方向を示し、また事業等のリスクに対する適切な対応に関する環境整備に努め、その遂行状況等に対する建設的な議論を通じて、それぞれ独立した立場から取締役等による業務執行の監督責任を果たす。

(2)監査等委員及び監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、業務監査及び会計監査をはじめとする役割及び責務を十分に果たすため、監査のための時間を十分に確保するとともに、自らの責任範囲を過度に限定することなく、取締役会等において適切に意見を述べ、またその権限を積極的に行使する。

(3)社外役員は、当社グループの経営方針、経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの強化等に対して、非支配株主をはじめとするステークホルダーに配慮し、自らの知見に基づいて、取締役会等において適切な発言または助言を行う。

5. 株主との対話

当社グループは、株主総会における株主との積極的な対話はもちろんのこと、株主総会以外の場においても、株主との間で建設的な対話の機会を持ち、自らの経営方針等を分かりやすく説明し、その理解を得るよう努める。

(1)取締役会は、株主との建設的な対話を促進するためのIR担当取締役を定め、決算説明をはじめとする投資家向け説明会の実施はもちろんのこと、株主からの対話の申込に対しては、合理的な範囲で対応するものとし、その履行状況について適切に監督する。

(2) 取締役会は、経営戦略や経営計画の公表に当たっては、合理的な範囲で収益力、資本効率等に関する目標を示し、これらの実現のための具体的な方策について、可能な範囲で適切に説明を行う。

① 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、経営の重要な課題の一つとして、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取組んでいます。その一環として、企業統治の体制については、「監査等委員会設置会社」を採用しており、業務を執行する取締役（以下、「業務執行取締役」という。）6名及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）4名の計10名で構成する取締役会と、監査等委員4名（うち、社外取締役4名）で構成する監査等委員会が、経営者たる業務執行取締役の業務執行を監査・監督する二重のチェック体制をとっています。

取締役会が的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、監査等委員会は取締役会の意思決定及び業務執行の適法性及び妥当性の監査を行い、取締役会においては適宜適切に意見を述べ、またその議決権行使することで、経営管理の充実を図り、その実効性を高める体制としております。

また、会社の機関として会計監査人を設置し、会計監査においては会社法に基づく監査のほか、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を受け、財務諸表等の信頼性の確保に努めています。

(a) 取締役・取締役会

取締役会は、業務執行取締役6名及び監査等委員4名の計10名で構成され、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、監査等委員4名全員の出席の下、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに業務執行の監督を行っております。

(b) 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名及び非常勤の監査等委員3名で構成（監査等委員4名全員が社外取締役）されており、定例監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

常勤の監査等委員1名は、コンプライアンス委員会及び他の社内の重要な会議に出席し、業務執行取締役、重要な使用人及び内部統制部門等からの執行状況の聴取、重要な決裁文書や契約書等の閲覧等をとおして必要に応じて実査を行い、当社の業務の執行に係る情報を効率的に入手し、監査等委員会でこれらの情報を共有し、検討・協議することで、モニタリングを基調とする社外取締役である監査等委員による監査・監督の結果とあわせて、監査等委員会における経営の適法性及び妥当性の監査に資する体制としております。

また、監査等委員のそれぞれが、取締役会における経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備に関する決定、及び会社の業務執行の決定等に対し、その適法性及び妥当性に関する監査等委員会による検討・協議をとおして監査意見を形成し、取締役会においてその議決権行使する等により、監査・監督責任を履行しております。

(c) 内部監査

内部監査については、社長直轄の「内部監査室」に専任者2名を置き、監査計画に基づき1年で全部署を監査し、業務活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導または助言等を行っております。また、内部監査室は会計監査の一環として金融商品取引法に定める財務報告の適正性確保に係る内部統制の運用状況の有効性評価を実施しております。

(d) 監査法人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。当社は、監査法人による会計監査の実効性を確保するため、年4回の頻度で、監査等委員、内部監査室及び監査法人からなる三様監査連絡会を開催し、それぞれの立場で監査の状況を報告し、また意見交換等を行っております。

(e) コンプライアンス委員会

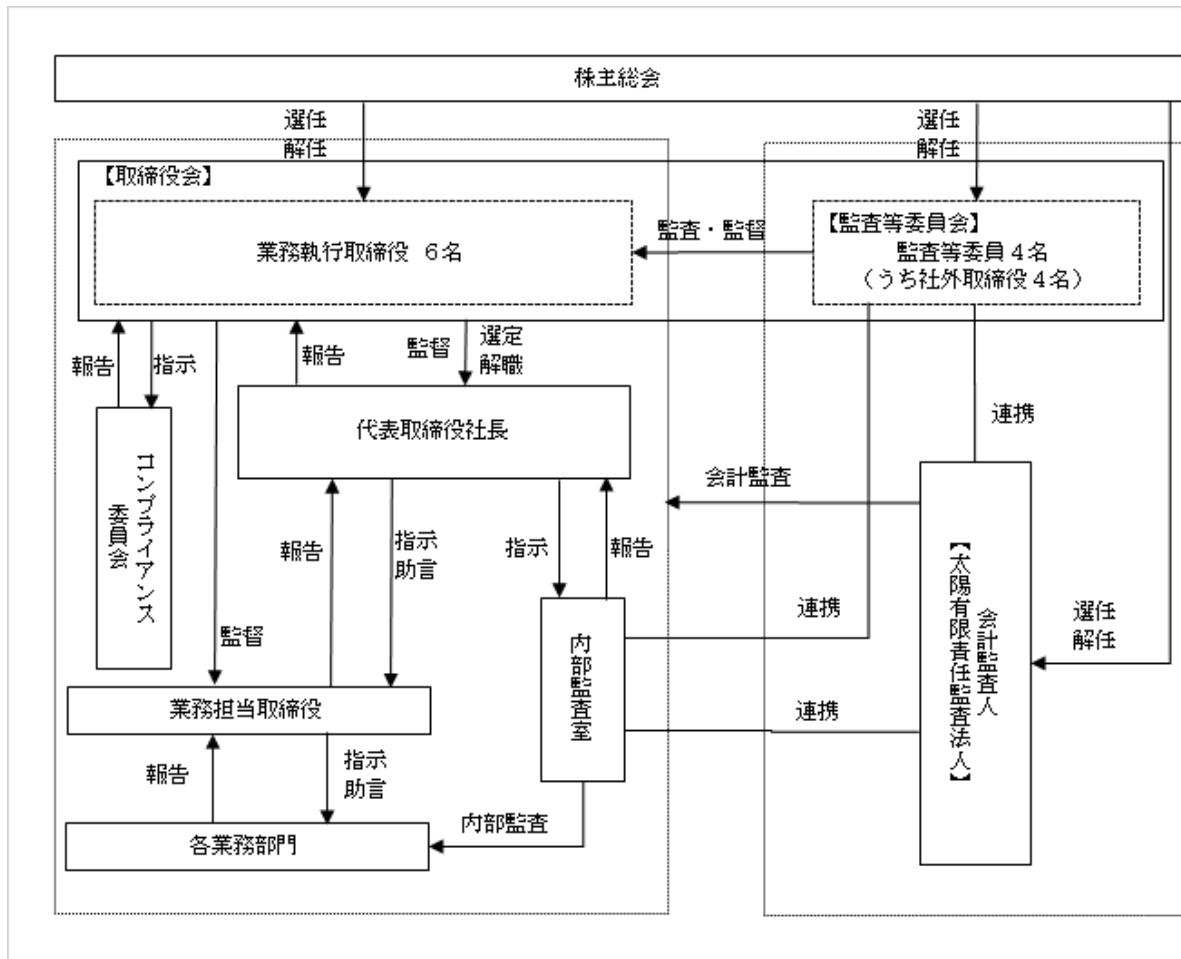
法令遵守の徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の状況を把握するとともに、必要に応じてその内容を取締役会及び監査等委員会に報告し、事業活動の適法性の確保に努めています。

(f) その他

従業員の不正については、就業規則に従業員の懲戒に関する規定を設け、また各種の方針やルールを記載した手帳型経営計画書に基づき厳正に将来を戒め、その内容を本社で公示するほか、必要な対策を講じることで類似する不正行為の予防を図ることとしております。また、法令違反、ハラスメント等に係る内部通報窓口を設置し、当社の役員及び従業員から、広く法令違反行為等（法令違反の可能性がある行為を含む。）の情報を得る体制を整備しております。

(図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



b. 当該体制を採用する理由

当社では、機関設計において監査等委員会設置会社を採用し、経営の監視等の客観性及び独立性を保つため、監査等委員 4 名全員について社外取締役を選任いただき、常勤の監査等委員 1 名のほか、上場企業を含む企業経営に豊富な経験と高い見識を有する非常勤の監査等委員 2 名、及び弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有する非常勤の監査等委員 1 名が、それぞれ独立した立場で、経営上の重要事項の審議において業務執行取締役との意見交換を行い、意見の表明または助言等を適宜行っており、現体制において企業経営に対する監視・監督機能は十分に機能していると考えております。

c. 内部統制システム整備の状況

当社は、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス体制の整備・充実に取組んでおります。

[内部統制システムの構築に関する基本方針]

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程により不正や反社会的行為を禁止し、公益通報取扱規程を定め法令等違反に係る内部通報窓口を整備しこれを周知する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
 - (3) 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて隨時法律相談可能な体制を整える。

(4) 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する基本的事項を文書等管理規程によって定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。

(2) 反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。

(3) 事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制定を推進する。

(4) 自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。

(5) 想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。

(2) 職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。

(3) 取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取組む。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。

(2) 関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。

(3) 子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。

(4) 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。

(5) 内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（補助使用人）に関する事項

監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。

7. 補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議の上行うものとする。

8. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人は監査等委員会に直接若しくは監査等委員が出席する重要な会議等において報告するものとする。

(2) 前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。

(3) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

d. リスク管理体制の整備の状況

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、当社グループが営む事業は様々なリスクを伴っております。これらのリスクを低減又は回避するために、社内規程を整備、周知及び運用し、必要に応じて諸施策を実施するほか、日常の業務及び管理は、機能別の組織体制を構築し、その責任範囲と決裁権限の範囲において遂行しております。

また、リスクが顕在化した場合は、経営トップの指揮の下、重要な事案に関しては顧問弁護士、公認会計士、税理士等に助言を求め、また取締役会の審議を経る等により、迅速かつ適切に対応することを基本方針としており、社内外の円滑な情報伝達を含め、その対応方法を決定することとしております。なお、潜在的及び顕在化リスクの認識は、社内ネットワーク又は会議等による情報共有、内部通報窓口、コンプライアンス委員会による調査、内部統制報告制度に基づく評価手続き、稟議書による決裁手続き、取締役会での審議事項等によっております。

②内部監査及び監査等委員会監査

内部監査につきましては、通常の業務部門から独立した社長直属の「内部監査室」に専任者2名を置き、監査計画に基づき1年で関係会社を含む全部署を監査し、業務活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導又は助言等を行っております。また、内部監査室は会計監査の一環として金融商品取引法に定める財務報告の適正性確保に係る内部統制の運用状況の有効性評価を実施しております。

監査等委員会及び内部監査室は、会社組織の内部管理体制の適正性を総合的かつ客観的に評価するとともに抽出された課題等に対し、改善に向けた提言やフォローアップを実施すべく、適時ミーティング等により監査体制、監査計画及び監査実施状況等について情報を共有し、意見交換等をしております。

③社外取締役

当社は、監査等委員として、社外取締役を4名選任しております。

社外取締役 稲垣茂は、当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。略歴は「5 役員の状況」に記載のとおりであり、過去に勤務していた三井住友信託銀行株式会社を当社の株主名簿管理人に選定し、2018年6月から当社は同行に株主名簿管理事務を委託しておりますが、同行との取引は同行の一般的な契約に基づくものであり、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。また、内部監査及び指名委員会等設置会社における監査委員会補助人等に係る豊富な業務経験と高い見識を有し、監査等委員として会計並びに企業統治に関する専門的知見から当社経営陣から独立した監査機能を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。なお、監査等委員会においても専門的知見を活かし、必要に応じて適宜発言をしております。

社外取締役 池本克之は、当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。略歴は「5 役員の状況」に記載のとおりであり、現在勤務又は役員に就任している他の会社等、及び過去に勤務又は役員に就任していた他の会社等のうち、現在代表取締役を務める株式会社パジャ・ポストと当社との間でコンサルティング契約を締結し、当社は2018年3月31日まで同社からコンサルティングを受け、また2018年4月30日まで同社と顧客紹介契約を締結し、同社から顧客紹介を受け、それぞれ当社から同社に対する対価の支払いがありました。当社社外監査役就任前にこれらの取引を終了しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。同氏は、上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者としての企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有しております。この点から当社経営陣から独立した監査機能を有しております、監査等委員会においても専門的知見を活かし、必要に応じて適宜発言をしております。

社外取締役 草深多計志は、当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。略歴は「5 役員の状況」に記載のとおりであり、現在勤務又は役員に就任している他の会社等、及び過去に勤務又は役員に就任していた他の会社等のうち、勤務経験がある株式会社三井住友銀行と当社との間に預金取引がありますが、預金約款に基づく取引であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。また、現在非業務執行取締役を務めるドリームクロス株式会社は保険代理店として当社と取引関係がありますが、保険契約はそれぞれの保険約款に基づく契約であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。同氏は、上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者としての企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有しております。この点から当社経営陣から独立した監査機能を有しております、監査等委員会においても専門的知見を活かし、必要に応じて適宜発言をしております。

社外取締役 田端晃は、当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。略歴は「5 役員の状況」に記載のとおりであり、現在勤務又は役員に就任している他の会社等、及び過去に勤務又は役員に就任していた他の会社等のうち、現在代表を務める弁護士法人田端綜合法律事務所に対して、2020年2月期において法律相談を行い所定の相談料等の支払いがありますが、金額的に重要性ではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。同氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、当社は会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役 池本克之、同 草深多計志及び同 田端晃との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④社外取締役が企業統治において果たす役割及び機能並びに当該社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容等

当社における社外取締役が企業統治において果たす役割及び機能は、当社との重要な利害関係がない独立した立場から経営を監視・監督し、それぞれがこれまで社外において経験してきた実務経験や幅広い知識等を当社の経営判断に反映させることであります。

現在、当社において監査等委員として社外取締役が4名就任し、それぞれが独立した立場でその役割を果たし、社外取締役による監査・監督は、十分に機能するものと考えております。また、当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について、具体的には定めておりませんが、企業統治において果たす役割及び機能を十分に発揮できる経験・能力や法律、会計に知見があることを重視しており、加えて一般株主と利益相反が生じるおそれのない、独立性が高い人材が望ましいと考えております。

⑤社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

前述のとおり、社外取締役は取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、重要事項の審議に関して業務執行取締役と意見を交換し、必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会を構成し、常勤の監査等委員による重要な決裁文書の閲覧、取締役並びに内部統制部門等からの業務執行状況等の聴取による監査等委員会監査の結果の共有及び意見交換、監査法人による会計監査結果の報告等を踏まえ、監査意見を形成しております。又、監査等委員会は内部監査の結果報告を適宜受けているほか、監査法人及び内部監査室と定期的に会合を設ける等の情報交換を行っております。

⑥役員報酬等

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役	89,289	89,289	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,600	9,600	—	—	—	3

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2. 2018年5月30日開催の定時株主総会の決議による取締役の報酬等の総額は300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、同監査役の報酬等の額は50百万円以内であります。
3. 2019年5月29日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行したため、当該表示は当該移行前の2019年2月期実績を表示しております。
4. 2019年5月29日開催の定時株主総会の決議による取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額は年額300,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）、同監査等委員である取締役の報酬等の額は年額50,000千円内あります。

b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務取締役の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

業務執行取締役及び監査等委員の報酬決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。

各業務執行取締役及び監査等委員への配分は、過年度実績、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、それぞれの職務に応じて、業務執行取締役報酬については取締役会で、監査等委員報酬については監査等委員会で審議し、決定しております。

(7) 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

銘柄数 3銘柄

貸借対照表計上額の合計額 37,498千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ヤマトホールディングス株式会社	5,000	13,390	取引関係の強化
S G ホールディングス株式会社	1,000	2,297	取引関係の強化
株式会社ファイズ	200	563	業界情報の収集

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ヤマトホールディングス株式会社	7,200	20,872	取引関係の強化
S G ホールディングス株式会社	5,000	16,300	取引関係の強化
株式会社ファイズ	400	326	業界情報の収集

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに

当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益合計額

該当事項はありません。

(8) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査、及び金融商品取引法に基づく監査として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する監査を受けており、監査等委員会はその監査の経過及び結果について説明を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柳承煥及び荒井巖であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。なお、上記業務を執行した公認会計士による監査年数は7年を超えておりません。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。

(9) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役3名との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。但し、賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は、監査等委員を除く取締役を8名以内、監査等委員を4名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

⑫ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役の責任免除

当社は、取締役（監査等委員を含む）が職務にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑬ 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士等より提示された監査に要する業務時間等の見積資料に基づき、監査公認会計士等との協議を経て報酬額を決定しております。なお、この監査報酬につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年3月1日から2018年2月28日まで）及び当事業年度（2018年3月1日から2019年2月28日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年3月1日から2019年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加に加え、公益財団法人財務会計基準機構への入会を予定しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,756,098	1,907,038
电子記録債権	55,728	72,760
売掛金	458,459	621,286
商品	12,298	21,737
貯蔵品	4	2
前渡金	31,470	83,379
前払費用	46,999	83,411
繰延税金資産	15,275	16,852
その他	82,514	29,931
貸倒引当金	△598	△4,340
流动資産合計	<u>2,458,249</u>	<u>2,832,058</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	482,736	658,473
減価償却累計額及び減損損失累計額	△112,373	△95,925
建物（純額）	<u>※1 370,363</u>	<u>※1 562,548</u>
機械及び装置	108,897	140,469
減価償却累計額	△31,540	△51,644
機械及び装置（純額）	<u>77,357</u>	<u>88,824</u>
車両運搬具	8,657	10,956
減価償却累計額	△5,249	△9,025
車両運搬具（純額）	<u>3,408</u>	<u>1,931</u>
工具、器具及び備品	151,544	157,939
減価償却累計額	△94,456	△100,812
工具、器具及び備品（純額）	<u>57,087</u>	<u>57,126</u>
土地	※1 316,088	※1 1,119,957
リース資産	34,138	—
減価償却累計額	△31,742	—
リース資産（純額）	<u>2,395</u>	<u>—</u>
有形固定資産合計	<u>826,700</u>	<u>1,830,388</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	104,052	118,501
ソフトウェア仮勘定	—	13,905
その他	349	349
無形固定資産合計	<u>104,402</u>	<u>132,757</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	16,307	37,498
出資金	371	371
長期前払費用	18,893	17,874
敷金及び保証金	186,141	338,967
その他	133,974	138,783
貸倒引当金	△509	△1,473
投資その他の資産合計	<u>355,179</u>	<u>532,021</u>
固定資産合計	<u>1,286,282</u>	<u>2,495,167</u>
資産合計	<u>3,744,532</u>	<u>5,327,225</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	164,706	257,211
1年内返済予定の長期借入金	※1 627,899	※1 667,598
リース債務	2,515	—
未払金	133,419	211,953
未払費用	48,208	23,363
未払法人税等	22,669	67,747
前受金	5,225	23,280
預り金	1,408	27,745
賞与引当金	27,000	27,477
その他	41,144	30,054
流動負債合計	1,074,195	1,336,432
固定負債		
長期借入金	※1 2,370,324	※1 3,350,005
資産除去債務	49,597	68,402
繰延税金負債	24,443	30,468
その他	23,637	75,129
固定負債合計	2,468,002	3,524,004
負債合計	3,542,197	4,860,437
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	110,750
資本剰余金		
資本準備金	—	90,750
その他資本剰余金	6,000	6,000
資本剰余金合計	6,000	96,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	174,180	252,764
利益剰余金合計	174,180	252,764
株主資本合計	200,180	460,264
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,154	6,524
評価・換算差額等合計	2,154	6,524
純資産合計	202,334	466,788
負債純資産合計	3,744,532	5,327,225

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年11月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	2,448,862
売掛金	767,167
商品	3,633
貯蔵品	3
その他	233,531
貸倒引当金	△6,819
流動資産合計	3,446,378

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	※2 609,627
機械及び装置（純額）	101,869
土地	1,125,087
その他（純額）	98,766
有形固定資産合計	1,935,350

無形固定資産

投資その他の資産

投資有価証券	26,608
敷金及び保証金	372,283
その他	218,761
貸倒引当金	△1,582
投資その他の資産合計	616,071

固定資産合計

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	330,517
1年内返済予定の長期借入金	772,039
未払法人税等	38,157
賞与引当金	35,665
その他	363,558
流動負債合計	1,539,937

固定負債

長期借入金	3,854,831
資産除去債務	72,520
その他	142,799
固定負債合計	4,070,151
負債合計	5,610,089

純資産の部

株主資本

資本金	110,750
資本剰余金	96,750
利益剰余金	357,135
株主資本合計	564,635

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△959
評価・換算差額等合計	△959

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
売上高	5,254,794	6,468,296
売上原価	4,580,331	5,697,388
売上総利益	674,462	770,907
販売費及び一般管理費	※1 513,860	※1 644,132
営業利益	160,601	126,774
営業外収益		
受取利息	59	46
受取配当金	669	464
貸倒引当金戻入額	426	—
助成金収入	4,319	3,071
物品売却益	2,502	2,431
その他	5,464	4,319
営業外収益合計	13,440	10,333
営業外費用		
支払利息	33,480	32,113
その他	998	1,049
営業外費用合計	34,479	33,163
経常利益	139,563	103,944
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,246	※2 48,803
投資有価証券売却益	4,854	1
受取保険金	—	8,172
資産除去債務履行差額	—	6,256
特別利益合計	6,100	63,234
特別損失		
固定資産売却損	※3 1,156	※3 122
固定資産除却損	※4 16,515	※4 18,142
減損損失	—	※5 4,141
投資有価証券売却損	37,947	—
災害による損失	—	5,839
特別損失合計	55,619	28,246
税引前当期純利益	90,044	138,932
法人税、住民税及び事業税	22,810	57,831
法人税等調整額	11,253	2,517
法人税等合計	34,064	60,349
当期純利益	55,980	78,583

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		1,203,457	26.3	1,410,916	24.7
II 経費	※	3,306,650	72.2	4,242,552	74.5
当期製造原価		4,510,108	98.5	5,653,468	99.2
期首商品たな卸高		18,793		12,298	
当期商品仕入高		63,728		53,358	
合計		82,522		65,657	
期末商品たな卸高		12,298		21,737	
商品売上原価		70,223	1.5	43,920	0.8
売上原価合計		4,580,331	100.0	5,697,388	100.0

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
発送運賃及び運送費用(千円)	1,639,071	2,118,258
委託費(千円)	515,614	689,642
賃借料(千円)	483,692	714,700
減価償却費(千円)	92,531	101,379

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 2019年3月1日
至 2019年11月30日)

売上高	5,319,951
売上原価	4,626,150
売上総利益	693,801
販売費及び一般管理費	517,170
営業利益	176,630
営業外収益	
受取利息	190
受取配当金	333
助成金収入	2,221
受取地代家賃	2,066
その他	5,437
営業外収益合計	10,249
営業外費用	
支払利息	32,699
その他	0
営業外費用合計	32,699
経常利益	154,180
特別利益	
補助金収入	12,633
特別利益合計	12,633
特別損失	
固定資産除却損	691
固定資産圧縮損	12,633
投資有価証券売却損	11
投資有価証券評価損	233
特別損失合計	13,569
税引前四半期純利益	153,243
法人税等	48,872
四半期純利益	104,371

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	20,000	—	6,000	6,000	—	118,200	118,200	144,200	
当期変動額									
新株の発行								—	
当期純利益						55,980	55,980	55,980	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	55,980	55,980	55,980	
当期末残高	20,000	—	6,000	6,000	—	174,180	174,180	200,180	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△13,370	△13,370	130,829
当期変動額			
新株の発行			—
当期純利益			55,980
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,524	15,524	15,524
当期変動額合計	15,524	15,524	71,504
当期末残高	2,154	2,154	202,334

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	20,000	—	6,000	6,000	—	174,180	174,180	200,180
当期変動額								
新株の発行	90,750	90,750	—	90,750				181,500
当期純利益						78,583	78,583	78,583
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	90,750	90,750	—	90,750	—	78,583	78,583	260,083
当期末残高	110,750	90,750	6,000	96,750	—	252,764	252,764	460,264

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,154	2,154	202,334
当期変動額			
新株の発行			181,500
当期純利益			78,583
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,370	4,370	4,370
当期変動額合計	4,370	4,370	264,453
当期末残高	6,524	6,524	466,788

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 2017年3月1日 2018年2月28日)	当事業年度 (自 至 2018年3月1日 2019年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	90,044	138,932
減価償却費	121,512	130,395
減損損失	—	4,141
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△202	4,706
賞与引当金の増減額（△は減少）	237	477
受取利息及び受取配当金	△728	△510
支払利息	33,480	32,113
為替差損益（△は益）	△861	△864
固定資産売却損益（△は益）	△90	△48,680
固定資産除却損	16,181	18,142
投資有価証券売却損益（△は益）	33,093	△1
売上債権の増減額（△は増加）	△89,197	△181,055
たな卸資産の増減額（△は増加）	6,496	△9,436
前渡金の増減額（△は増加）	△31,470	△51,908
未収入金の増減額（△は増加）	57,692	△3,990
仕入債務の増減額（△は減少）	△82,940	92,504
未払金の増減額（△は減少）	73,669	89,426
その他	84,417	△9,374
小計	311,336	205,016
利息及び配当金の受取額	728	510
利息の支払額	△33,488	△32,871
法人税等の支払額	△551	△30,797
保険金の受取額	—	8,172
営業活動によるキャッシュ・フロー	278,024	150,031
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△119,830	△239,312
定期預金の払戻による収入	212,021	149,871
有形固定資産の取得による支出	△134,067	△1,372,036
有形固定資産の売却による収入	8,883	323,365
無形固定資産の取得による支出	△46,270	△69,652
投資有価証券の取得による支出	△119,188	△14,948
投資有価証券の売却による収入	186,073	58
敷金及び保証金の差入による支出	△95,436	△187,825
敷金及び保証金の返還による収入	—	35,000
その他	8,525	36,847
投資活動によるキャッシュ・フロー	△99,290	△1,338,633
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	640,000	2,000,000
長期借入金の返済による支出	△803,963	△980,620
社債の償還による支出	△20,000	—
リース債務の返済による支出	△10,435	△2,515
株式の発行による収入	—	181,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△194,398	1,198,364
現金及び現金同等物に係る換算差額	861	864
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△14,802	10,626
現金及び現金同等物の期首残高	1,542,481	1,527,679
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,527,679	※ 1,538,305

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～47年

機械及び装置 5年～12年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～47年
機械及び装置	5年～12年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針
当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用してしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2020年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2020年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
建物	175,605千円	343,265千円
土地	315,676	1,119,545
計	491,281	1,462,811

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	21,264千円	49,600千円
長期借入金	493,745	1,453,786
計	515,009	1,503,386

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
当座貸越極度額	200,000千円	一千円
借入実行残高	—	—
差引額	200,000	—

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.3%、当事業年度12.9%、一般管理費に属する費

用のおおよその割合は前事業年度86.7%、当事業年度87.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
役員報酬	64,325千円	98,889千円
給料及び手当	57,319	103,303
賞与引当金繰入額	2,401	4,672
広告宣伝費	58,974	44,537
減価償却費	28,981	29,015
貸倒引当金繰入額	601	4,706

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
建物	一千円	42,174千円
機械及び装置	—	32
車両運搬具	1,246	—
土地	—	6,596
計	1,246	48,803

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
機械及び装置	1,156千円	122千円
計	1,156	122

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
建物	5,920千円	3,764千円
機械及び装置	0	1,176
工具、器具及び備品	7,620	2,418
ソフトウェア	2,640	10,784
長期前払費用	334	—
計	16,515	18,142

※5 減損損失

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
教育事業部 (大阪府東大阪市)	幼児教育向け教室	建物等

当社の事業用資産については、原則として物流サービス事業とその他教育サービス事業を基準としてグルーピングを行っており、物流サービス事業はさらに物流事業委託型(関西)、物流事業委託型(首都圏)、物流事業移管型に区分されております。

当事業年度において、その他教育サービス事業のうち幼児教育向け教室は開設時より営業損失が続いていること、今後も十分なキャッシュ・フローが確保できるほどの収益改善は見込めないと判断したため、2019年1月18日開催の取締役会において、2019年3月末日をもって閉鎖することを決議いたしました。

これにより、当該教室に係る資産について全額回収不能として、減損損失(4,141千円)を特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物2,247千円、長期前払費用633千円、加盟金(その他投資その他の資産)1,260千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	40,000	—	—	40,000
合計	40,000	—	—	40,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	40,000	5,500	—	45,500
合計	40,000	5,500	—	45,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加5,500株は、新株の発行によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第2回ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
現金及び預金勘定	1,756,098千円	1,907,038千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△279,560	△369,000
預け金	51,140	268
現金及び現金同等物	1,527,679	1,538,305

(リース取引関係)

前事業年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に物流サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入及びリース)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金に係る金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係るものであり、このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、長期借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、電子記録債権及び売掛金については、経理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、主計部において定期的に時価や発行体(取引先企業等)の財務状況等を把握し、取引先企業の株式については、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいますため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,756,098	1,756,098	—
(2) 電子記録債権	55,728	55,728	—
(3) 売掛金	458,459	458,459	—
(4) 投資有価証券	16,307	16,307	—
資産計	2,286,593	2,286,593	—
(1) 買掛金	164,706	164,706	—
(2) リース債務	2,515	2,515	—
(3) 未払金	133,419	133,419	—
(4) 未払費用	48,208	48,208	—
(5) 未払法人税等	22,669	22,669	—
(6) 預り金	1,408	1,408	—
(7) 長期借入金（*）	2,998,223	3,004,061	5,838
負債計	3,371,150	3,376,989	5,838
デリバティブ取引	—	—	—

（*）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債「(7) 長期借入金」参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年2月28日)
(1) 出資金	371
(2) 敷金及び保証金	186,141

(1) 出資金、(2) 敷金及び保証金

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,756,098	—	—	—
電子記録債権	55,728	—	—	—
売掛金	458,459	—	—	—
合計	2,270,286	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	627,899	531,167	382,583	310,638	234,074	911,862
リース債務	2,515	—	—	—	—	—
合計	630,414	531,167	382,583	310,638	234,074	911,862

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に物流サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入及びリース)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金に係る金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係るものであり、このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、長期借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、電子記録債権及び売掛金については、経理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、主計部において定期的に時価や発行体(取引先企業等)の財務状況等を把握し、取引先企業の株式については、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,907,038	1,907,038	—
(2) 電子記録債権	72,760	72,760	—
(3) 売掛金	621,286	621,286	—
(4) 投資有価証券	37,498	37,498	—
資産計	2,638,583	2,638,583	—
(1) 買掛金	257,211	257,211	—
(2) 未払金	211,953	211,953	—
(3) 未払費用	23,363	23,363	—
(4) 未払法人税等	67,747	67,747	—
(5) 預り金	27,745	27,745	—
(6) 長期借入金 (*)	4,017,603	4,013,077	△4,525
負債計	4,605,624	4,601,098	△4,525
デリバティブ取引	—	—	—

(*)長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債「(6) 長期借入金」参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年2月28日)
(1) 出資金	371
(2) 敷金及び保証金	338,967

- (1) 出資金、(2) 敷金及び保証金

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,907,038	—	—	—
電子記録債権	72,760	—	—	—
売掛金	621,286	—	—	—
合計	2,601,084	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	667,598	548,627	482,767	392,738	269,432	1,656,441
合計	667,598	548,627	482,767	392,738	269,432	1,656,441

(有価証券関係)

前事業年度（2018年2月28日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	16,250	13,146	3,104
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計		16,250	13,146	3,104
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		16,250	13,146	3,104

(注) 有価証券のうち、外貨建MMF（貸借対照表計上額57千円）については、預金と同様の性格を有することから、取得原価を決算日の直物為替相場により円貨に換算した評価額をもって貸借対照表価額とし、上表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	157,736	4,854	36,713
(2) MMF	28,336	—	1,234
合計	186,073	4,854	37,947

当事業年度（2019年2月28日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	37,172	27,568	9,604
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	37,172	27,568	9,604
	(1) 株式	326	526	△200
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	326	526	△200
合計		37,498	28,094	9,404

2. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
MMF	58	1	—
合計	58	1	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2018年2月28日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利スワップの特例処理を採用しており、当該取引には重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（2019年2月28日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利スワップの特例処理を採用しており、当該取引には重要性がないため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権 (第2回ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2,990株
付与日	2018年2月27日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを有する。 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③ その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月23日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社関通 第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年2月24日 至 2028年2月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		第2回新株予約権 (第2回ストック・オプション)
権利確定前	(株)	
前事業年度末		—
付与		2,990
失効		—
権利確定		—
未確定残		2,990
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

② 単価情報

		第2回新株予約権 (第2回ストック・オプション)
権利行使価格	(円)	3,810
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)		—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式により算定しております。なお、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格と同額となり、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権 (第2回ストック・オプション)	第3回新株予約権 (第3回ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員27名	当社従業員39名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2,990株	普通株式 1,090株
付与日	2018年2月27日	2019年2月28日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを有する。 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③ その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月23日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社関通 第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを有する。 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③ その他新株予約権の行使の条件は、2019年2月15日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社関通 第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年2月24日 至 2028年2月23日	自 2021年2月16日 至 2029年2月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権 (第2回ストック・オプション)	第3回新株予約権 (第3回ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	2,990	—
付与	—	1,090
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	2,990	1,090
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権 (第2回ストック・オプション)	第3回新株予約権 (第3回ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	3,810	33,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、インカムアプローチにおけるDCF法により算定しております。なお、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格と同額となり、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	87,278千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（2018年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2018年2月28日)	
繰延税金資産	
賞与引当金	9,399千円
未払事業税	2,239
未払事業所税	3,637
資産除去債務	15,188
固定資産消費税	1,310
ゴルフ会員権評価損	990
貸倒引当金	155
減損損失	785
繰延税金資産小計	33,707
評価性引当額	△18,320
繰延税金資産合計	15,386
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,561
譲渡損益調整勘定土地	△10,210
譲渡損益調整勘定建物	△2,831
その他有価証券評価差額金	△950
繰延税金負債合計	△24,554
繰延税金負債の純額	△9,168

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (2018年2月28日)	
法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
役員給与等の損金不算入額	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
留保金課税	—
住民税均等割	0.6
雇用者給与増加に係る税額控除	△3.8
評価性引当額	2.7
その他	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8

当事業年度（2019年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(2019年2月28日)

繰延税金資産	
賞与引当金	8,414千円
未払事業税	5,525
未払事業所税	2,912
資産除去債務	20,948
固定資産消費税	1,196
ゴルフ会員権評価損	990
貸倒引当金	1,780
減損損失	1,733
繰延税金資産小計	43,502
評価性引当額	△25,506
繰延税金資産合計	17,995
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△16,085
譲渡損益調整勘定土地	△10,210
譲渡損益調整勘定建物	△2,435
その他有価証券評価差額金	△2,880
繰延税金負債合計	△31,611
繰延税金負債の純額	△13,615

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度
(2019年2月28日)

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
役員給与等の損金不算入額	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
留保金課税	4.9
住民税均等割	1.6
雇用者給与増加に係る税額控除	△2.8
評価性引当額	5.2
その他	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4

(持分法損益等)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に物流センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～21年と見積り、割引率は0.00%～1.75%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	
期首残高	26,117千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,172
時の経過による調整額	306
期末残高	49,597

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に物流センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～21年と見積り、割引率は0.00%～1.75%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
期首残高	49,597千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	25,102
時の経過による調整額	427
資産除去債務の履行による減少額	△6,256
その他増減額（△は減少）	△467
期末残高	68,402

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、主たる事業である物流事業の売上高及び利益が、いずれも全体の90%以上を占めておりますので、「物流サービス事業」を報告セグメントとしております。その主なサービスの内容は次のとおりであります。

- ・EC・通販物流支援サービス
- ・受注管理業務代行サービス
- ・ソフトウェア販売・利用サービス
- ・物流コンサルティングサービス

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の振替高はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表計上額
	物流サービス事業				
売上高					
外部顧客への売上高	5,227,672	27,121	5,254,794	—	5,254,794
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,227,672	27,121	5,254,794	—	5,254,794
セグメント利益又は損失（△）	208,561	△47,959	160,601	—	160,601
セグメント資産	1,733,965	66,186	1,800,152	1,944,379	3,744,532
その他の項目					
減価償却費	121,366	146	121,512	—	121,512
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	224,097	2,911	227,009	—	227,009

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外国人技能実習生教育サービス及びその他教育サービスを含んでおります。

2. セグメント資産の調整額1,944,379千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産1,944,379千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現預金等の資産であります。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、主たる事業である物流事業の売上高及び利益が、いずれも全体の90%以上を占めておりますので、「物流サービス事業」を報告セグメントとしております。その主なサービスの内容は次のとおりであります。

- ・EC・通販物流支援サービス
- ・受注管理業務代行サービス
- ・ソフトウェア販売・利用サービス
- ・物流コンサルティングサービス

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の振替高はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表計上額
	物流サービス事業				
売上高					
外部顧客への売上高	6,405,137	63,158	6,468,296	—	6,468,296
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,405,137	63,158	6,468,296	—	6,468,296
セグメント利益又は損失 (△)	153,423	△26,648	126,774	—	126,774
セグメント資産	3,172,518	65,618	3,238,136	2,089,088	5,327,225
その他の項目					
減価償却費	129,952	442	130,395	—	130,395
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,444,201	—	1,444,201	—	1,444,201

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外国人技能実習生教育サービス及びその他教育サービスを含んでおります。

2. セグメント資産の調整額2,089,088千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産2,089,088千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現預金等の資産であります。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社グアルダ	744,810	物流サービス事業
クックデリ株式会社	552,576	物流サービス事業

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の売上が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
クックデリ株式会社	763,584	物流サービス事業
株式会社グアルダ	680,202	物流サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

(単位：千円)

	物流サービス事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	4,141	—	4,141

(注) 「その他」の金額は、その他教育サービスに係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

	当事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)
1株当たり純資産額	101.17円
1株当たり当期純利益	27.99円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)
当期純利益（千円）	55,980
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	55,980
普通株式の期中平均株式数（株）	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数2,990個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
1株当たり純資産額	205.18円
1株当たり当期純利益	38.88円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
当期純利益（千円）	78,583
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	78,583
普通株式の期中平均株式数（株）	2,021,154
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権2種類（新株予約権の数4,080個）。</p> <p>なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2019年9月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月30日付をもって株式分割を行っております。また、2019年11月15日開催の臨時株主総会において定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式上場後の流動性の向上及び投資家の拡大を目的として株式分割を実施するとともに、株主総会実務の合理化のため、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2019年10月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	45,500株
---------------	---------

今回の株式分割により増加する株式数	2,229,500株
-------------------	------------

株式分割後の発行済株式総数	2,275,000株
---------------	------------

株式分割後の発行可能株式総数	9,100,000株
----------------	------------

③ 株式分割の効力発生日

2019年10月30日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

当第3四半期会計期間
(2019年11月30日)

受取手形割引高	27,672千円
---------	----------

※2 直接減額方式による圧縮記帳額は次のとおりであります。

当第3四半期会計期間
(2019年11月30日)

建物（純額）	12,633千円
--------	----------

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2019年3月1日
至 2019年11月30日)

減価償却費	123,632千円
-------	-----------

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計	調整額	四半期損益計算書 計上額
	物流サービス事業				
売上高					
外部顧客への売上高	5,277,727	42,224	5,319,951	—	5,319,951
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,277,727	42,224	5,319,951	—	5,319,951
セグメント利益又は損失 (△)	219,637	△43,007	176,630	—	176,630

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外国人技能実習生教育サービス及びその他教育サービスにかかる事業を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
1 株当たり四半期純利益	45円88銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	104,371
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	104,371
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,275,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式 で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が算定できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額及び 減損損失累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	482,736	336,047	160,310	658,473	95,925	42,529 (2,247)	562,548
機械及び装置	108,897	41,109	9,537	140,469	51,644	25,724	88,824
車両運搬具	8,657	2,299	—	10,956	9,025	3,776	1,931
工具、器具及び備品	151,544	22,033	15,637	157,939	100,812	19,655	57,126
土地	316,088	981,085	177,216	1,119,957	—	—	1,119,957
リース資産	34,138	—	34,138	—	—	2,395	—
有形固定資産計	1,102,062	1,382,574	396,840	2,087,796	257,408	94,081 (2,247)	1,830,388
無形固定資産							
ソフトウェア	154,676	61,627	34,912	181,390	62,888	36,313	118,501
ソフトウェア仮勘定	—	13,905	—	13,905	—	—	13,905
その他	349	—	—	349	—	—	349
無形固定資産計	155,025	75,532	34,912	195,646	62,888	36,313	132,757
長期前払費用	—	—	—	43,781	25,906	7,508 (633)	17,874

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	主管センター	285,263
	減少額(千円)	旧通販物流センター	92,630
機械及び装置	増加額(千円)	関西主管センター	26,199
土地	増加額(千円)	主管センター	981,085
	減少額(千円)	旧通販物流センター	177,216
ソフトウェア	増加額(千円)	本社	43,569
	減少額(千円)	本社	33,805

2. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 長期前払費用の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	627,899	667,598	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,515	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,370,324	3,350,005	1.0	2020年3月2日 ～2049年1月31日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,000,738	4,017,603	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりあります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	548,627	482,767	392,738	269,432

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,107	5,305	—	598	5,814
賞与引当金	27,000	27,477	27,000	—	27,477

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」の欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	52
預金	
普通預金	1,537,984
定期預金	369,000
小計	1,906,985
合計	1,907,038

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
クックデリ株式会社	67,024
株式会社Z会	49,913
ドクターリセラ株式会社	39,350
株式会社T A T	38,778
ソックコウベ株式会社	31,321
その他	394,897
合計	621,286

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
458,459	7,337,807	7,174,980	621,286	92.0	26.9

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
クックデリ株式会社	72,760
合計	72,760

二. 商品

品目	金額(千円)
商品 プラスティック家庭日用品、ファンシー雑貨等	21,737
合計	21,737

示. 貯蔵品

区分	金額(千円)
郵便切手	2
合計	2

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
株式会社ダイワコーポレーション	120,205
三菱UFJ信託銀行株式会社	116,830
酒本商事株式会社	53,500
西尾倉庫株式会社	22,000
株式会社キャスト	11,400
その他	15,032
合計	338,967

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
佐川急便株式会社	102,702
株式会社オージーフーズ	33,282
株式会社低温	14,843
スケーター株式会社	12,375
ヤマト運輸株式会社	12,172
その他	81,833
合計	257,211

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注）1.
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kantsu.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場にともない、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	株式
発行年月日	2018年2月27日	2019年2月28日	2019年2月28日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式
発行数	普通株式2,990株	普通株式1,090株	5,500株
発行価格	3,810円 (注) 4.	33,000円 (注) 5.	33,000円 (注) 5.
資本組入額	1,905円	16,500円	16,500円
発行価額の総額	11,391,900円	35,970,000円	181,500,000円
資本組入額の総額	5,695,950円	17,985,000円	90,750,000円
発行方法	2018年2月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2019年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注) 2.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年2月28日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

5. 発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき3,810円	1株につき33,000円
行使期間	2020年2月24日から 2028年2月23日まで	2021年2月16日から 2029年2月15日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同左

7. 新株予約権①について、新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失（従業員4名）により、発行数は2,820株、発行価額の総額は10,744,200円、資本組入額の総額は5,372,100円となっております。
8. 新株予約権②について、新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失（従業員4名）により、発行数は970株、発行価額の総額は32,010,000円、資本組入額の総額は16,005,000円となっております。
9. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①について、「発行数」は149,500株、「発行価格」は77円、「資本組入額」は39円、「行使時の払込金額」は77円にそれぞれ調整されており、また新株予約権②について、「発行数」は54,500株、「発行価格」は660円、「資本組入額」は330円、「行使時の払込金額」は660円にそれぞれ調整されております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
朝倉 寛士	大阪府東大阪市	会社役員	500	1,905,000 (3,810)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の常務取締役)
松岡 正剛	大阪府東大阪市	会社役員	500	1,905,000 (3,810)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の常務取締役)
片山 忠司	奈良県生駒市	会社役員	250	952,500 (3,810)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
菖池 勲	大阪市北区	会社員	200	762,000 (3,810)	当社の従業員
達城 利卓	大阪府東大阪市	会社役員	150	571,500 (3,810)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役、当社 の代表取締役社長の 二親等内の血族)
古川 雄貴	千葉県市川市	会社役員	150	571,500 (3,810)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
近藤 ゆき	大阪府東大阪市	会社員	100	381,000 (3,810)	当社の従業員
達城 裕佳	大阪市東成区	会社員	100	381,000 (3,810)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の代表取締役社 長の二親等内の血 族) 当社の従業員
達城 利元	大阪府東大阪市	会社員	100	381,000 (3,810)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の代表取締役社 長の二親等内の血 族) 当社の従業員
河井 章宏	大阪市鶴見区	会社員	80	304,800 (3,810)	当社の従業員
遠藤 知実	大阪府東大阪市	会社員	80	304,800 (3,810)	当社の従業員
武政 洋平	大阪市中央区	会社員	80	304,800 (3,810)	当社の従業員
前田 勝俊	東京都足立区	会社員	70	266,700 (3,810)	当社の従業員
藤原 宏一	大阪府東大阪市	会社員	60	228,600 (3,810)	当社の従業員
菊川 貴也	大阪府東大阪市	会社員	60	228,600 (3,810)	当社の従業員
寺田 賢志	大阪市東淀川区	会社員	60	228,600 (3,810)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田辺 敏	大阪府東大阪市	会社員	60	228,600 (3,810)	当社の従業員
木村 豊子	大阪府東大阪市	会社員	60	228,600 (3,810)	当社の従業員
達城 太貴	大阪市東成区	会社員	50	190,500 (3,810)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の代表取締役社 長の二親等内の血 族) 当社の従業員
松井 成公	大阪府東大阪市	会社員	30	114,300 (3,810)	当社の従業員
納 秀人	大阪府東大阪市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
池田 淑子	大阪府東大阪市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
古本 康丈	大阪府東大阪市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
松井 沙織	大阪府東大阪市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
水野 愛	大阪市港区	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
橋本 祐治	大阪府東大阪市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
上口 達矢	大阪府大東市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員
田野尻 伸樹	千葉県柏市	会社員	10	38,100 (3,810)	当社の従業員

(注) 1. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 古川雄貴は、2018年5月30日付で当社取締役に選任されております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
清水 健	大阪府岸和田市	会社員	50	1,650,000 (33,000)	当社の従業員
伊津見 一彦	千葉県佐倉市	会社員	50	1,650,000 (33,000)	当社の従業員
池田 良	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
井上 裕喜	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
丹羽 直人	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
河野 幸一	大阪府池田市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
松尾 圭子	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
堤 彩香	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
坂上 貴子	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
北濱 翳将	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
小見 由希子	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
岡田 航	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
堤 大輝	大阪府寝屋川市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
野草 志帆	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
西川 一歩	兵庫県尼崎市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
市川 暢哉	東京都西東京市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
原 望	東京都武蔵野市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
前田 事成	大阪府茨木市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
石部 沙英	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
寺西 直哉	大阪府門真市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
杉本 佳映	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
太田 英里	大阪府東大阪市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松尾 豪佑	埼玉県朝霞市	会社員	30	990,000 (33,000)	当社の従業員
納 秀人	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
水野 愛	大阪市港区	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
田野尻 伸樹	千葉県柏市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
池田 淑子	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
河井 章宏	大阪市鶴見区	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
遠藤 知実	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
松井 沙織	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
上口 達矢	大阪府大東市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
古本 康丈	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
橋本 祐治	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
武政 洋平	大阪市中央区	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員
木村 豊子	大阪府東大阪市	会社員	20	660,000 (33,000)	当社の従業員

(注) 1. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は株式分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史 資本金205,924百万円	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	インターネットサービス事業	4,500	148,500,000 (33,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 資本・業務提携関係
株式会社紀陽銀行 取締役頭取 松岡 靖之 資本金80,096百万円	和歌山県和歌山市本町1丁目35番地	銀行業	700	23,100,000 (33,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 取引銀行
紀陽リース・キャピタル株式会社 代表取締役社長 山本 敏樹 資本金150百万円	和歌山県和歌山市七番丁24番地	リース事業 及びキャピタル事業	300	9,900,000 (33,000)	取引銀行の子会社

- (注) 1. 2019年9月13日開催の取締役会決議により、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は株式分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。
2. 楽天株式会社及び株式会社紀陽銀行は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ロジ・エステート株式会社 (注) 1. 3.	大阪市東成区東今里三丁目21番13号	1,250,000	50.72
達城 久裕(注) 2. 3.	大阪市東成区	500,000	20.29
楽天株式会社(注) 3.	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	225,000	9.13
達城 利卓(注) 3. 4. 5.	大阪府東大阪市	57,500 (7,500)	2.33 (0.30)
達城 利元(注) 3. 5. 7.	大阪府東大阪市	55,000 (5,000)	2.23 (0.20)
達城 裕佳(注) 3. 5. 7.	大阪市東成区	55,000 (5,000)	2.23 (0.20)
達城 太貴(注) 3. 5. 7.	大阪市中央区	52,500 (2,500)	2.13 (0.10)
朝倉 寛士(注) 3. 6.	大阪府東大阪市	50,000 (25,000)	2.03 (1.01)
松岡 正剛(注) 3. 6.	大阪府東大阪市	50,000 (25,000)	2.03 (1.01)
株式会社紀陽銀行(注) 3.	和歌山県和歌山市本町1丁目35番地	35,000	1.42
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山県和歌山市七番丁24番地	15,000	0.61
片山 忠司(注) 4.	奈良県生駒市	12,500 (12,500)	0.51 (0.51)
菖池 熱(注) 7.	大阪市北区	10,000 (10,000)	0.41 (0.41)
古川 雄貴(注) 4.	千葉県市川市	7,500 (7,500)	0.30 (0.30)
近藤 ゆき(注) 7.	大阪府東大阪市	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
河井 章宏(注) 7.	大阪市鶴見区	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
遠藤 知実(注) 7.	大阪府東大阪市	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
武政 洋平(注) 7.	大阪市中央区	5,000 (5,000)	0.20 (0.20)
木村 豊子(注) 7.	大阪府東大阪市	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
前田 勝俊(注) 7.	東京都足立区	3,500 (3,500)	0.14 (0.14)
藤原 宏一(注) 7.	奈良県奈良市	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
菊川 貴也(注) 7.	大阪府東大阪市	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
寺田 賢志(注) 7.	大阪市東淀川区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
田辺 敏(注) 7.	大阪府東大阪市	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
清水 健(注) 7.	大阪府岸和田市	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
伊津見 一彦（注）7.	千葉県佐倉市	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
松井 成公（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
納 秀人（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
池田 淑子（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
古本 康丈（注）7.	埼玉県和光市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
松井 沙織（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
水野 愛（注）7.	大阪市港区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
橋本 祐治（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
上口 達矢（注）7.	千葉県柏市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
田野尻 伸樹（注）7.	千葉県柏市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
池田 良（注）7.	埼玉県川口市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
井上 裕喜（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
丹羽 直人（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
河野 幸一（注）7.	大阪府池田市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
松尾 圭子（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
堤 彩香（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
坂上 貴子（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
北濱 嗣将（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
小見 由希子（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
岡田 航（注）7.	大阪市城東区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
堤 大輝（注）7.	大阪府寝屋川市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
野草 志帆（注）7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
西川 一步（注）7.	兵庫県尼崎市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
市川 暢哉（注）7.	東京都西東京市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
原 望（注） 7.	東京都武蔵野市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
前田 事成（注） 7.	大阪府茨木市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
石部 沙英（注） 7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
寺西 直哉（注） 7.	大阪府門真市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
杉本 佳映（注） 7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
太田 英里（注） 7.	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
松尾 豪佑（注） 7.	埼玉県朝霞市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
計	—	2,464,500 (189,500)	100.00 (7.69)

- （注） 1. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
 3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 5. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族）
 6. 特別利害関係者等（当社の常務取締役）
 7. 当社の従業員
 8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 9. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年2月5日

株式会社関通

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巍 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関通の2017年3月1日から2018年2月28日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関通の2018年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月5日

株式会社関通

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巍 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関通の2018年3月1日から2019年2月28日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関通の2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月5日

株式会社関通

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巍 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関通の2019年3月1日から2020年2月29日までの第34期事業年度の第3四半期会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年3月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関通の2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

